

岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する  
検証結果報告書

令和5年9月

岩倉市自治基本条例審議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	岩倉市自治基本条例推進状況	2～10
	(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法	3
	(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要	3
	(3) 岩倉市自治基本条例推進状況	3～10
3	岩倉市市民参加条例推進状況	11～59
	(1) 岩倉市市民参加条例推進状況の検証の方法	12
	(2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要	12
	(3) 岩倉市市民参加条例推進状況	13～59
4	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	60～62
	(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	60
	(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	62
	(3) 岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容)	62

## 1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。

この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条において市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置き、この条例を検証することとしています。また、第 10 条の規定に基づき制定した岩倉市市民参加条例においてもその第 25 条において、その推進について、審議会で検証することとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 10 年が経過した今年度は、全 3 回の会議を開催しました。

自治基本条例については、現状と課題を明らかにした上で、検証すべき条文の趣旨に基づく推進状況の確認と岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。

市民参加条例については、各条文の規定の内容に基づき、それぞれの規定に関わる事業の実施状況や公表状況、支援の実績などについての検証に加え、協働による政策形成等の取組、また、協働によるまちづくりを担う人材に関する取組を中心に、より詳細に検証しました。

これらの条例について職員及び市民に理解を深め、未だ策定されていない条例が一刻も早く成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを願います。

### 岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

### 岩倉市市民参加条例

（審議会による検証）

第 25 条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第 25 条第 3 項に基づき設置される審議会により行うものとします。

# 岩倉市自治基本条例推進状況

(令和4年4月～令和5年3月)

## 2 岩倉市自治基本条例推進状況

### (1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法

自治基本条例の検証については、関係する各部署から提出された条例の推進のための資料を用いて、各条文の主旨に基づく推進状況とその見通しを確認し、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。今後においても、この推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。

### (2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

#### 【条例の各規定に基づく事項の推進状況】

整理番号及び該当条文	審議する内容	主管課
(1) - 第 10 条	市民参加による提案・意見の市政及びまちづくりへの反映	秘書企画課
(1) - 第 12 条	住民投票に関する条例	協働安全課
(1) - 第 14 条	執行機関の組織・実効性のある職員研修・適正な人事評価	秘書企画課
(1) - 第 19 条	法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(1) - 第 20 条	法令等の遵守及び公益的通報	行政課

### (3) 岩倉市自治基本条例推進状況

4 ページ以降に掲載します。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 10 条 (主管課：秘書企画課・協働安全課)

<b>【条例の規定】 第 10 条</b>
(市民参加と協働) 第 10 条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるもの とします。 2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努 めるもの とします。 3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連 携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるもの とします。 4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるもの とします。
<b>【令和 4 年度の主な取組】</b>
●広聴活動 ・市民の声・私の提案、市政モニター会議、まちづくり出前講座を実施した。いただいたご意見につ いては関連部署と情報を共有し、各施策における今後の方向性や予算計上について検討する中で参考 とした。また、すぐに反映できるものについては実施・改善に努めた。(別途資料作成) ●マルチパートナーシップによるまちづくりの推進 ・「市長と企業との意見交換会」開催 16 社 (19 人) ●市民参加の予定、実施状況の公表 ※これまでホームページのみ公表していたが、令和 4 年度より広報紙にも掲載。 ●市民討議会 なし ●政策提案制度 なし ●市民委員登録制度 251 人 (新規登録者 46 人) ●協働研修 ・職員研修 (講師 小林慶太郎氏 (四日市大学副学長)) 「マルチパートナーシップの重要性とその実践」 主任以上対象 20 人 ・新規採用職員研修「自治基本条例、市民参加と協働」20 人 ・地域リーダー協働講演会 (講師 岩崎恭典氏 (四日市大学学長)) 25 人 ・市民向け協働セミナー (講師 加藤武志氏 (まち楽房)) 延べ 53 人
<b>【令和 4 年度審議会での意見まとめ】</b>
・市民の声・私の提案の回答については、市長までの合意形成を得たうえでの回答ということをはかり やすく示す。
<b>【今後の課題】</b>
・市民討議会や市民説明会など直接市民の声を聴く手続きに多くの課が取り組めるようにする。 ・市民参加がどのように市政に反映されたかを分かりやすく示していく必要がある。 ・条例や協働の必要性について、市民及び職員に周知啓発を図っていく必要がある。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
・引き続き、市民参加手続を適正に実施していく。

・より多くの市民が参加するため、条例や制度の周知を図る。

**【令和5年度審議会が出た意見・論点】**

- ・コロナ禍でセミナー等の参加人数を絞っていたが、多くの参加を呼び掛ける必要がある。
- ・パブリックコメントもあるが、市民の声・私の提案についてもテーマを決めて募集すると良い提案が来るかもしれない。
- ・市民の声・私の提案については市民と行政とを繋ぐツールとしては高く評価できる。

**【令和5年度審議会の意見まとめ】**

- ・コロナ禍の影響で地域の活動が停滞していたり、地域の課題解決にとって良くない対応となっているのであれば、より良い方法を提案することが必要である。
- ・市長と企業との意見交換会については良い取組である。どう継続してどう発展させていくかが課題である。

◇広聴の取組

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
市長との小学校区 意見交換会	—	—	—	5回 (参加者 221 人)
地域公共交通を 語る会	—	—	—	—
行政区との意見交 換会	—	—	25 行政区	
市民の声・私の提案	442 件	565 件	419 件	296 件
タウンミーティング	—	2 回 (参加者 37 人)	—	—
市政モニター会議	4 回 (委員 13 人)	3 回 (委員 13 人)	1 回 (委員 13 人)	5 回 (委員 13 人)
いどばた広聴	—	—	—	1 回 (参加者 20 人)
まちづくり出前講座	9 回 (参加者 110 人)	3 回 (参加者 37 人)	1 回 (参加者 7 人)	8 回 (参加者 136 人)

市民の声・私の提案や市政モニター会議等で皆さんからいただいた提案や意見は、対応できるものについては速やかに対応し、すぐに対応することが難しい場合は担当課において代替策等について検討しています。

また、市民の声・私の提案についてはホームページや情報サロンにおいて、いただいたご意見とそれに対する市の回答を掲載しています。ご提案いただいた意見から改善等につなげたものの例は以下のとおりです。

- ・市民の声・私の提案について、年度ごとにまとめて掲載しているが、その期間にどんな意見、声、要望があったかその回答を見ることが出来ず、同じような内容があるかどうか分からないため、「四半期ごと」くらいにHPに載せたほうが良いのではないかと。 → 1 か月ごとにホームページの情報を更新するように改善した。
- ・農業用水の排水計画についてホームページでお知らせしてほしい。 → これまで農事組合長会等を通して、農業関係者に落水日等の情報を提供していましたが、令和5年度の岩倉市内農業用水の取水計画からホームページ上に公開することとした。



岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 12 条 (主管課：協働安全課)

<b>【条例の規定】 第 12 条</b>
(住民投票) 第 12 条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。 2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
<b>【令和 4 年度の主な取組】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・住民投票条例案の策定（平成 27 年度）後の経緯について、令和 4 年 3 月に議会会派に説明をしたことを踏まえ、6 月に市議会代表者会、7 月に議員向けに勉強会を行った。</li><li>・8 月に市民活動団体に対し出前講座を実施した。</li><li>・10 月に自治基本条例審議会にて報告した。</li></ul>
<b>【令和 4 年度審議会での意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・議会と執行機関がしっかりと話し合いをした上で、進めてもらいたい。</li></ul>
<b>【今後の課題】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民参加条例検討委員会に諮問し、条例案を策定したものであるため、議会に議案を提出する意向ではあるが、制定に向けては、議会と調整を図っていく必要がある。</li><li>・検討委員会の答申から 7 年が経過しているが、社会情勢の変化もあり、当初通常設型を目指すのかどうか見極めが必要である。</li><li>・外国人の参加や市長発議について意見調整が必要である。</li></ul>
<b>【今後の取組の方向性】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・住民投票条例案について方向性を見極める。</li></ul>
<b>【令和 5 年度審議会での意見・論点】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・外国籍の人については社会情勢的に慎重に取り扱う必要があると考える。</li><li>・住民投票条例制定の議論をする前段階として外国籍の人の意見を聞く仕組みや制度があってもよい。</li><li>・地域のすべての人が助け合って進んでいくという基本的な考え方の一助となるように住民投票条例を定めていく必要がある。</li></ul>
<b>【令和 5 年度審議会の意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・議会として住民投票条例についてももう少し勉強してほしい。</li></ul>

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第14条 (主管課：秘書企画課)

<b>【条例の規定】 第14条</b>
(執行機関の組織) 第14条 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。 2 執行機関の組織は、分かりやすく、機能的かつ効率的でなければなりません。 3 執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。 4 執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。
<b>【令和4年度の主な取組】</b>
<第1項> ●組織・機構検討委員会の設置及び行政課題等に対応する組織づくりの検討 <第3項> ●採用計画（定員管理に関する基本方針）の策定（毎年度） ●定年延長制度についての条例等の整備（12月議会） <第4項> ●岩倉市職員人材育成基本方針【改訂版】の策定 ●人事評価制度の実施（業績評価、能力評価、評価者説明会） ●研修（市職員研修計画に基づく研修の実施、研修実績等の検証） ●研修委員会の開催
<b>【令和4年度審議会での意見まとめ】</b>
・勤務制度の創設だけでなく、活用してもらう工夫が大事である。 ・会計年度任用職員が増えてきており、その研修の在り方については課題である。
<b>【今後の課題】</b>
・令和6年4月の組織再編に向けて、引き続き政課題等に対応する組織づくりの検討を行う必要がある。 ・岩倉市職員人材育成基本方針に基づく人材育成の推進 ・研修計画と人事評価制度が有機的に連動する仕組みが必要である。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
・組織・機構の見直しについて、分かりやすく、機能的かつ効率的な組織となるよう検討を行っていく。
<b>【令和5年度審議会が出た意見・論点】</b>
・社会的な動向としても働きやすい職場環境づくりや育児休業などは必要である。 ・多様な働き方が可能となる制度を創設、周知しながら採用を募集することも良い人材を採用するための方法の一つである。 ・経験を活かした人事異動ができると良い。
<b>【令和5年度審議会の意見まとめ】</b>
・職員人材育成方針の内容については民間企業からも高く評価を得ている。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 19 条 (主管課：行政課)

<b>【条例の規定】 第 19 条</b>
(法体系の構築等) 第 19 条 議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。 2 市長は、次に定める条例について、制定又は改廃しようとするときは、その趣旨を公表するよう努めなければなりません。 (1) 基本的な制度を定める条例 (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例 (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例
<b>【令和 4 年度の主な取組】</b>
<第 1 項> ●要綱等の公表 ・岩倉市における要綱、要領等の公表に関する基本方針を策定し、市が保有する約 500 件の要綱等の内、市民に関わりが強い 359 件の要綱等を市ホームページに専用ページを設け公表する準備を進めた。(令和 5 年 4 月 3 日から公表) <第 2 項> ●パブリックコメントの実施が必要な条例の制定や改廃はなかった。
<b>【令和 4 年度審議会での意見まとめ】</b>
・市民の利益に直結するような要綱は公開していく必要がある。 ・条例の変更の必要性はないと考える。
<b>【今後の課題】</b>
・条例、規則、規程、要綱等を市民参加のツールとするために、体系的に整理する必要がある。 ・第 19 条第 2 項に基づき条例の制定や改廃時にパブリックコメントを実施する際は、より分かりやすい表現等で行う必要がある。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
・法体系の構築について先進自治体の状況の把握や、内部での検討を重ね、よりよい内容とする。 ・要綱等については、所管課・グループ単位にホームページ上で公表することとしたが、体系化について検討する。 ・引き続き、条例の制定又は改廃しようとする際は、第 19 条第 2 項の規定の該当の有無を確認するとともにより分かりやすい表現等を用いて公表するよう努める。
<b>【令和 5 年度審議会が出た意見・論点】</b>
・補助金、交付金等の給付に関する内容や基準を市民に知らせることは大切である。
<b>【令和 5 年度審議会の意見まとめ】</b>
・市民向けに情報を公開していること自体に意味がある。

岩倉市自治基本条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 第 20 条 (主管課：行政課)

<b>【条例の規定】 第 20 条</b>
(法令等の遵守及び公益的通報) 第 20 条 執行機関は、市政の適正な運営のため、法令及び条例等を遵守しなければなりません。 2 執行機関は、市の事務事業に関する法令違反等についての <u>内部の職員からの通報</u> (以下「 <u>公益的通報</u> 」といいます。)を適切に処理する仕組みを整備するよう努めなければなりません。 3 執行機関は、公益的通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。 4 <u>公益的通報</u> に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
<b>【令和 4 年度の主な取組】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページで公益的通報制度を周知</li> <li>・公益的通報処理委員（弁護士）と委託契約を締結</li> </ul> <p>●運用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度 なし</li> </ul>
<b>【令和 4 年度審議会での意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例本文を変更する必要はないと考える。</li> </ul>
<b>【今後の課題】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
<b>【今後の取組の方向性】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、当該条例の対象者（職員、委託事業者、指定管理者の従業員）に対し、庁内 LAN や市ホームページにより制度を周知する。</li> </ul>
<b>【令和 5 年度審議会での意見・論点】</b>
-
<b>【令和 5 年度審議会の意見まとめ】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的通報制度の利用がないことは良いことである。</li> </ul>

# 岩倉市市民参加条例推進状況

(令和4年4月～令和5年3月)

### 3 岩倉市市民参加条例推進状況

#### (1) 岩倉市市民参加条例の検証の方法

市民参加条例における市民参加及び協働の推進についての検証は、同条例第25条の規定に基づき自治基本条例審議会により行うものとしています。

市民参加条例の主管課である協働安全課が必要に応じて関係部署より情報収集を行い作成した資料をもとに、審議会において実施状況の検証を行いました。また、令和5年度からは、「地域団体との協働シート」及び「協働事業個別シート」を用いた検証も行いました。それらのまとめを「岩倉市市民参加条例推進状況」としています。

今後においても、市民参加及び協働の推進に関する実施状況について適宜検証し、市民参加条例を推進していくものです。

#### (2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要

岩倉市市民参加条例の検証に関すること。

(主管課：協働安全課)

分類	該当条文	審議する内容	資料	備考
I 市民参加手続 に関する検証	第7条	市民参加の手続の方法	資料1	
	第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表		
	第9条	審議会等の委員		
	第10条	審議会等の会議の公開等		
	第11条	アンケートの実施		
	第12条	意見交換会の開催		
	第13条	市民公聴会の開催		
	第15条	市民討議会の開催		
	第16条	パブリックコメント手続の実施		
	第18条	政策提案制度		
第19条	市民委員登録制度			
II 協働の 推進に 関する 検証	(1) 協働 による 事業	第21条 協働による政策形成等	資料2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働事業個別シート」を用いて検証した。</li> <li>・各条文について検証シートを作成して検証した。</li> <li>・「地域団体との協働シート」を用いて検証した。</li> </ul>
	(2) 市民 自治活 動への 支援	第22条 公益的活動の支援		
		第23条 中間支援組織の設置		
		第24条 協働によるまちづくりを担う人材		

### (3) 岩倉市市民参加条例推進状況

#### I 市民参加手続に関する検証

##### 1 条例の規定と現状について

令和4年度中に、市民参加条例第6条の規定に基づいて市民参加の手続を実施した事案は「条例、計画等の策定又は変更」及び「既存計画等の評価」において、合わせて20件でした。以下に、各条文の規定についての実施状況を報告します。（「令和4年度 市民参加手続の実施状況」資料1参考（19ページ以降に掲載））

第7条	市民参加の手続の方法
第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表
第9条	審議会等の委員
第10条	審議会等の会議の公開等
第11条	アンケートの実施
第12条	意見交換会の開催
第13条	市民公聴会の開催
第15条	市民討議会の開催
第16条	パブリックコメント手続の実施

##### ①令和4年度の市民参加手続の実施状況

###### (1-1) 政策の形成における実施状況（条例、計画等の策定又は変更）

計画名	審議会等	アンケート	意見交換会	パブリックコメント（意見数）
岩倉市自治基本条例	5回	—	—	—
岩倉市職員人材育成基本方針	3回	—	—	1回（2件）
第3期岩倉市地域福祉計画	5回	R3実施済	R3実施済	1回（0件）
第6期岩倉市障がい者計画、第7期岩倉市障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）	2回	1回	—	—
第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3回	1回	—	R5実施予定
第2次岩倉市環境基本計画	4回	R3実施済	1回	1回（17件）
岩倉市農業振興地域整備計画	—	1回	—	R5実施予定
石仏公園整備計画案	—	—	H27実施済	1回（18件）
五条川小学校区統合保育園基本構想	4回	1回	—	1回（20件）

###### (過年度)

		審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブリックコメント	その他
R4年度 全9事案	事案数	7	4	1	0	0	5	0
	実施回数 (実績)	26	4 (返送3,565)	1 (参加者16)	0	0	5 (意見数57)	0
R3年度 全8事案	事案数	6	2	2	0	0	6	0
	実施回数 (実績)	16（書面 1回含む）	3 (返送1,540)	3 (参加者48)	0	0	6 (意見数18)	0
R2年度 全12事案	事案数	7	6	0	0	0	11	0
	実施回数 (実績)	32（書面 2回含む）	5 (返送4,042)	0	0	0	11 (意見数49)	0
R1年度 全7事案	事案数	7	2	1	0	0	4	1インビュー
	実施回数 (実績)	29	2 (返送2,365)	5 (参加者221)	0	0	4 (意見数48)	5 (参加者112)
H30年度 全7事案	事案数	6	3	1	0	1	5	0
	実施回数 (実績)	18	3 (返送2,553)	1 (参加者26)	0	2 (延べ103)	5 (意見数56)	0

H29 年度 全 12 事案	事案数	11	1	1	0	1	9	1 ヒアリング*
	実施回数 (実績)	39	1 (返送 18)	4 (参加者 244)	0	2 (参加者 37)	9 (意見数 36)	1 (参加者 7)
H28 年度 全 8 事案	事案数	7	4	1	0	0	4	0
	実施回数 (実績)	17	4 (返送 4, 277)	3 (参加者 200)	0	0	4 (意見数 18)	0

(1-2) 評価の実施状況 (既存計画等の評価)

計画等名	審議会等
岩倉市自治基本条例・岩倉市市民参加条例	5 回
第 5 次岩倉市総合計画	3 回
岩倉市男女共同参画基本計画	1 回
岩倉市行政改革行動計画	2 回
第 2 期岩倉市地域福祉計画	5 回
岩倉市自殺対策計画	1 回
第 5 期岩倉市障がい者計画、第 5 期障がい福祉計画 (第 1 期障がい児福祉計画)	2 回
第 8 期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3 回
岩倉市環境基本計画	1 回
第 5 次岩倉市一般廃棄物処理計画	1 回
第 2 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	1 回

(過年度)

		審議会等	アンケート	パブリックコメント
R 4 年度 全 11 事案	事案数	11	0	0
	実施回数	25	0	0
R 3 年度 全 10 事案	事案数	10	0	1
	実施回数 (実績)	18 (書面 2 回含む)	0	1 (意見数 0)
R 2 年度 全 11 事案	事案数	11	0	1
	実施回数 (実績)	18 (書面 4 回含む)	0	1 (意見数 0)
R 1 年度 全 11 事案	事案数	11	0	1
	実施回数 (実績)	18	0	1 (意見数 0)
H30 年度 全 12 事案	事案数	12	0	1
	実施回数	18	0	0
H29 年度 全 10 事案	事案数	10	0	0
	実施回数	17	0	0
H28 年度 全 9 事業	事案数	9	1	0
	実施回数 (実績)	16	1 (返送 467)	0

- ・複数の手続を実施したのは、「(1-1) 政策の形成における実施状況 (条例、計画等の策定又は変更)」で 9 事案中 8 事案でした。
- ・13 の審議会等のうち 8 の審議会等で、市民委員として公募により 14 人、市民委員登録から 10 人の方が選任され、審議会等に参加しました。
- ・選任された委員の氏名等は、審議会等の資料や議事録等において可能な範囲で公表しています。
- ・公開して開催した審議会等の傍聴は、6 件の事案に延べ 21 人でした。
- ・アンケートは 4 件の事案について実施しました。
- ・意見交換会は 1 件の事案について実施しました。
- ・市民公聴会、市民討議会は開催していません。
- ・パブリックコメントは 5 件の事案について実施し、うち 4 件の事案に対し 57 件の意見が提出されました。



②令和5年度の市民参加手続の実施予定

(2-1) 政策の形成における実施予定（条例、計画等の策定又は変更）

計画等名	審議会等	アンケート	意見交換会	パブリックコメント
第4期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画	○	—	—	○
第3期岩倉市国民健康保険データヘルス計画	○	—	—	○
第2期岩倉市自殺対策計画	○	○	○	○
第6期岩倉市障がい者計画、第7期岩倉市障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）	○	○（R4実施済）	—	—
第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	○	○（R4実施済）	—	○
岩倉市農業振興地域整備計画	—	○（R4実施済）	—	○
第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	○	○	—	○

- ・ひとつの事案に対し複数の市民参加の手続を実施する必要がありますが、計画等の検討期間が複数年度に渡る場合は、手続の実施が別の年度になることがあります。

(2-2) 評価の実施予定（既存計画等の評価）

計画名	審議会等
岩倉市自治基本条例・岩倉市市民参加条例	○
第5次岩倉市総合計画	○
岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	○
岩倉市行政改革行動計画	○
第3期岩倉市地域福祉計画	○
岩倉市自殺対策計画	○
第5期岩倉市障がい者計画	○
第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	○
岩倉市健康増進計画健康いわくら 21（第2次）	○
第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	○
第2次岩倉市環境基本計画	○

- ・令和4年度の市民参加手続の実施状況と令和5年度の市民参加手続の実施予定については、令和5年4月に市ホームページにて公表しています（随時更新）。

第18条 政策提案制度

- ・政策提案はありませんでした。

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
提案件数	0件	0件	1件	1件	0件	1件	1件
検討結果	—	—	採択	不採択	—	趣旨採択	一部採択

第19条 市民委員登録制度

- ・新規登録者は51人（令和5年3月末時点の有効登録者251人）で10人が審議会等に登用されました。

新規登録者（登録者総数）	51人（251人）
令和4年度中に開催された審議会等に登用されている市民登録委員の数とその委員会	10人 岩倉市自治基本条例審議会（2人） 岩倉市人材育成基本方針見直しに係る懇話会（1人） 岩倉市障害者計画推進委員会（1人） 岩倉市環境基本計画検討委員会（1人） 岩倉市行政評価委員会（2人） 岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会（2人） 岩倉市自殺対策計画推進委員会（1人）

## 2 令和5年度審議会が出た意見・論点

- ・会議開催回数や市民参加手続きの方法の選択については、予算が伴うことであり、計画の種類等によって担当事務局が判断せざるを得ないという意味で言うと、一律に決めることではないと思う。
- ・市民参加手続きの方法について、複数の実施ができています。
- ・公募委員と市民登録委員が0人である福祉部門と環境部門は、市民の意見が欲しい分野であると考えます。
- ・情報サロンでのパブリックコメントの実施について、以前は担当課によって指示が異なっていた。
- ・傍聴人数が0人の審議会等があるため、何かPRの方法があればと思う。

## 3 令和5年度審議会の意見のまとめ

- ・公募委員と市民登録委員の方を審議会等の構成委員にすることについて、働きかけをより強くお願いしたい。
- ・市民がパブリックコメントをしやすいように検討をお願いしたい。
- ・個人情報を取り扱うもの以外は傍聴できると思うので、傍聴ができる旨をホームページ等で周知すること。

## II 協働の推進に関する検証

### (1) 協働による事業

#### 1 条例の規定と現状について

第5次総合計画の構成を基準に、各担当課が実施する協働事業を「協働の取組状況シート 令和4年度実施事業」[資料2](#)（26ページ以降に掲載）として取りまとめました。事業ごとに概要とその協働相手、協働の形態、事業の実績を記載しています。このシートに基づいて取組状況を検証することで、岩倉市市民参加条例第21条の規定を検証することとしています。また、令和5年度からは、「協働の取組状況シート 令和4年度実施事業」の事業を抜粋し、「協働事業個別シート」を作成し検証を行いました。

第21条	協働による政策形成等
------	------------

#### ・協働の形態

事業委託	行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるもの。	18事業
事業共催	市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となって一つの事業を共同で実施する形態。実行委員会も含まれる。	20事業
補助・助成	市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成するもの。	11事業
後援	市民や市民活動団体、地域団体などが公益性の高い自主事業を行う際に、行政が名義使用の許可を行う（「後援」という形で名前を連ねる）ことによって後ろ盾となり、集客や資金集めなどを円滑に行えるよう信用を付与するもの。	16事業
事業協力	行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態。アダプトプログラム等が該当する。	18事業

※新型コロナウイルス感染症の影響により、全部が中止となった事業が5事業ありました。

※その他、詳細については、「協働の取組状況シート 令和4年度実施事業」[資料2](#)に記載しています。

#### 2 令和5年度審議会が出た意見・論点

- ・事業一つ一つの効果検証や費用に対する見極めは個別に行っているのか。行っているのであれば、取り組み内容に対して検証を行うということが良いと思うが、行っていないのであれば、事業費やインパクトのある事業を優先的に検証する方が良いのではないのか。

- 3 「協働事業個別シート」による検証について  
資料3のとおりです（38 ページ以降に掲載）。

## （2）市民自治活動への支援

- 1 条例の規定について

令和5年度からは、各条文について検証シートを作成して検証を行いました。また、「協働事業個別シート」と関連する団体について「地域団体との協働シート」を作成することで、地域団体との協働について併せて検証を行いました。

第21条	公益的活動の支援
第22条	中間支援組織の設置
第23条	協働によるまちづくりを担う人材

- 2 各条文の検証について

資料4のとおりです（49 ページ以降に掲載）。

- 3 「地域団体との協働シート」による検証について

資料5のとおりです（56 ページ以降に掲載）。

(1-1) 令和4年度 市民参加手続の実施状況(条例、計画等の策定または変更)  
 条例・計画・制度の新規策定または変更を行ったものを公表しています。原則、複数の市民参加手続を実施することとなっています。

担当課(ア) (G)	対象事業	第6条第1項に 該当する案件 (下表※1)	概要(総括)	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	結果・議事録等の 公表日と公表方法 (下表※2参照)	市民参加の実 績	備考
1	秘書企画課 企画政策G 岩倉市自治基本条例	(1)	岩倉市自治基本条例の一部改正の可否を含め審議会において検討する。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 12人 ・公募 4人 ・市民登録 2人	公開	①6月23日 ②6月30日 ③7月12日 ④7月28日 ⑤10月6日	議事録の公表 ①12月21日 ②12月21日 ③12月21日 ④12月21日 ⑤12月21日 方法(1)(3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人 ④傍聴0人 ⑤傍聴0人	
2	秘書企画課 秘書人事G 岩倉市職員人材育成基本 方針	(2)	岩倉市人材育成基本方針は、職員に求められる能力や意識、目指す職員像を明らかにするための指針として、平成26年10月に策定した。策定から7年が経過し、人事評価制度や会計年度任用職員制度の導入など人事行政を取り巻く状況の変化や、令和3年度から第5次総合計画がスタートしたことなどを踏まえて、それらの整合を図るとともに、職員研修計画や人事評価制度と連動し、職員の人材育成の一層の推進を図るため、見直しを行うものとする。	岩倉市人材育成基本方針見直しに係る懇話会 パブリックコメント手続	全委員 6人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	非公開	①6月16日 ②8月30日 ③10月27日 12月7日～1月6日 (31日間)	議事録の公表 ①5月24日 ②5月24日 ③5月24日 ④5月24日 方法(1)(3) 実施結果の公表 1月31日 方法(1)(3)	1人 2件	審議会において 条例改正せずと の判断により実 施せず
3	福祉課 障がい福祉G 第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	第2期岩倉市地域福祉計画は、5年間(2018年度～2022年度)を計画期間としており、令和3年度、令和4年度の2か年で次期計画を策定する。	岩倉市地域福祉計画推進委員会 アンケート 意見交換会	全委員 10人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①5月27日 ②9月30日 ③10月24日 ④12月15日 ⑤2月10日	議事録の公表 ①6月30日 ②8月30日 ③11月30日 ④11月31日 ⑤3月31日 方法(1)(3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人 ④傍聴0人 ⑤傍聴0人	令和3年度 実施済
4	福祉課 障がい福祉G 第6期岩倉市障がい者計 画、第7期岩倉市障がい福 祉計画(第3期障がい児福 祉計画)	(2)	第6期岩倉市障がい者計画、第7期岩倉市障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)の計画期間が令和5年度までとなり、次期計画を策定する。	岩倉市障害者計画推進委員会 アンケート	全委員 16人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①11月28日 ②3月1日 12月23日～1月13日 (31日間)	議事録の公表 ①6月8日 ②6月8日 方法(1)(3) 結果の公表 公表準備中 方法( ) ( ) 公表準備中 方法( ) ( )	①傍聴0人 ②傍聴0人 発送2,357人 返送1,093人	
5	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G 第9期岩倉市高齢者保健福 祉計画及び介護保険事業 計画	(2)	令和6年度から令和8年度の3年間の計画期間とする岩倉市の高齢者保健福祉、介護保険制度の運営等を一体的に定める第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委 員会 アンケート	全委員 13人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①6月24日 ②10月24日 ③2月28日 11月22日～12月9日 (日間)	議事録の公表 ①7月13日 ②11月21日 ③5月1日 方法(1)(3) 結果の公表 公表準備中 方法( ) ( ) 実施結果の公表 方法( ) ( )	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人 発送2603人 返送1515人	令和5年度 実施予定

6	環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	岩倉市環境基本計画は、10年間の(2013年度～2022年度)を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市環境基本計画検討委員会	全委員 ・公券 ・市民登録 14人 2人 1人	公開	①9月9日 ②11月21日 ③12月20日 ④2月8日	議事録の公表 ①11月14日 ②2月6日 ③2月6日 ④6月9日 方法(1)(3)	①傍聴2人 ②傍聴0人 ③傍聴1人 ④傍聴0人	令和3年度 実施済
7	商工農政課 農政G	岩倉市農業振興地域整備計画	(2)	岩倉市農業振興地域整備計画は、おおむね5年に一度、計画の全体を見直すこととされており、前回策定した平成30年度から5年経過するため、令和4年度、令和5年度の2か年で計画の見直しを実施する。	アンケート パブリックコメント手続 その他 「市長と企業との意見交換会」 その他(アンケート) 「法令に基づく基礎調査(アンケート)」 その他(パブリックコメント手続) 「法令に基づく計画案の縦覧等」	— — — —	非公開	12月28日～1月27日 (31日間) 5月19日 11月1日～11月28日 月 日～月 日 (日間)	実施結果の公表 2月13日 方法(1)(3) — — 実施結果の公表 月 日 方法( ) ( )	1人・1団体 17件 市内企業の 代表者 19人(16社) 発送769人 返送433人 人 件	令和5年度 実施予定
8	都市整備課 整備G	石仏公園整備計画	(3)	当市は市民一人当たりの都市公園面積が1.09㎡/人と県内平均の7.84㎡/人を大きく下回っていることから、既存の「石仏スポーツ広場」の南側の用地を確保し、スポーツ広場と一体で都市公園を整備するもの。	意見交換会 パブリックコメント手続	— —	—	6月1日～6月30日 (30日間)	実施結果の公表 8月3日 方法(1)(3)	4人 18件	平成27年度(条例施行前) 実施済
9	子育て支援課 保育G	五糸川小学校校区統合保育 園基本構想	(3)	平成30年度に策定した岩倉市公共施設配置計画において、小学校区を利用園域として、令和8年度までに北部保育園、仙倉保育園及びあゆみみの家を統合することとしており、同じく平成30年度に策定した岩倉市公立保育園適正配置方針において、五糸川小学校区内の岩倉北小学校区や岩倉東小学校区に近い場所新たに用地を確保するとしている。これらの計画に沿って、令和7年度末までに統合保育園の整備を進めるにあたり、令和4年度中に保護者や保育関係者を集めて検討委員会を設置し、基本構想を策定していく。	五糸川小学校校区統合保育園検討委員会 アンケート パブリックコメント手続	全委員 ・公券 ・市民登録 18人 3人 0人	公開	①8月31日 ②11月11日 ③1月6日 ④2月21日 9月16日～9月30日 1月16日～2月15日 (31日間)	議事録の公表 ①9月2日 ②12月19日 ③2月1日 ④3月20日 方法(1)(3) 結果の公表 12月19日 方法(1)(3) 実施結果の公表 2月21日 方法(1)(3)	①傍聴3人 ②傍聴7人 ③傍聴5人 ④傍聴3人 発送627人 返送524人 20人 20件	

※2 市民参加条例施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものとしております。  
(1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布  
(2) 広報への掲載  
(3) ホームページへの掲載  
(4) その他市長が必要と認める方法

※1 市民参加条例第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。  
(1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃  
(2) 総合計画その他の基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価  
(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更  
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(1-2) 令和4年度 市民参加手続の実施状況（既存計画等の評価）  
市民参加条例第6条第1項に該当する条例、既存計画の単年度評価（進捗管理等）を行ったものを公表しています。

担当課/トープ (G)	対象事業	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	議事録等の公表日 と公表方法（下表 ※2参照）	市民参加の 実績	備考
秘書企画課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 12人 ・公募 4人 ・市民登録 2人	公開	①6月23日 ②6月30日 ③7月12日 ④7月28日 ⑤10月6日	議事録の公表 ①12月21日 ②12月21日 ③12月21日 ④12月21日 ⑤12月21日 方法(1)(3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人 ④傍聴0人 ⑤傍聴0人	
秘書企画課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第5次岩倉市総合計画の進捗状況を岩倉市行政評価委員会にて検証するもの。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①10月11日 ②10月25日 ③11月11日	議事録の公表 ①1月31日 ②1月31日 ③1月31日 方法(1)(3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	
協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	全委員 15人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①11月25日	議事録の公表 ①12月20日 方法(1)(3)	①傍聴0人	
行政課 行政G	岩倉市行政改革行動計画	(2)	岩倉市行政改革行動計画の進捗状況について岩倉市行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	全委員 10人 ・公募 1人 ・市民登録 2人	公開	①7月14日 ②7月21日	議事録の公表 ①10月5日 ②10月5日 方法(1)(3)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
福祉課 障がい福祉G	岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	全委員 10人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①5月27日 ②8月24日 ③10月24日 ④12月15日 ⑤2月10日	議事録の公表 ①6月30日 ②9月30日 ③11月30日 ④1月31日 ⑤3月31日 方法(1)(3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人 ④傍聴0人 ⑤傍聴0人	
福祉課 障がい福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	全委員 12人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①3月20日	議事録の公表 ①3月31日 方法(1)(3)	①傍聴0人	
福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい者計画	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい者福祉計画の進捗状況を岩倉市障がい者福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障がい者福祉計画推進委員会	全委員 16人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①11月28日 ②3月1日	議事録の公表 ①6月8日 ②6月8日 方法(1)(2)	①傍聴0人 ②傍聴0人	
長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況を岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会にて評価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員 13人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①6月24日 ②10月24日 ③2月28日	議事録の公表 ①7月13日 ②11月21日 ③5月1日 方法(1)(3)	①傍聴0人 ②傍聴0人 ③傍聴0人	

9	環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	市民・事業者・市がそれぞれ役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	岩倉市環境審議会	全委員 ・公募 ・市民登録 12人 0人 0人	公開	〇6月29日	議事録の公表 〇7月19日 方法(1)(3)	〇傍聴0人
10	環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度の実施計画を策定するもの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	全委員 ・公募 ・市民登録 18人 0人 0人	公開	〇3月1日	議事録の公表 〇3月24日 方法(1)(3)	〇傍聴0人
11	子育て支援課 児童G	第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員 ・公募 ・市民登録 12人 0人 0人	公開	〇9月29日	議事録の公表 〇11月2日 方法(1)(3)	〇傍聴0人

※1 市民参加条例第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。  
 (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限すること  
 を内容とする条例の制定又は改廃  
 (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価  
 (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更  
 (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 市民参加条例施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものとしています。  
 (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布  
 (2) 広報への掲載  
 (3) ホームページへの掲載  
 (4) その他市長が必要と認める方法



(2-1) 令和5年度 市民参加手続の実施予定(条例、計画等の策定または変更)  
令和5年度に条例・計画・制度の新規策定または変更を行う予定のものを公表しています。

担当課/グループ(G)	対象事業	第6条第1項に該当する要件(下表※1参照)	概要(総括)	市民参加の手続の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期(予定)
市民窓口課 保険医療G	第4期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画	(2)	岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、6年間(2018年度～2023年度)を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市国民健康保険運営協議会 パブリックコメント手続	なし (任期途中のため)	公開	令和6年2月 令和6年2月 (30日間)
市民窓口課 保険医療G	第3期岩倉市国民健康保険データヘルス計画	(2)	岩倉市国民健康保険データヘルス計画は、6年間(2018年度～2023年度)を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市国民健康保険運営協議会 パブリックコメント手続	なし (任期途中のため)	公開	令和6年2月 令和6年2月 (30日間)
福祉課 障がい、福祉G	第2期岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画は、5年間(2019～2023年度)を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市自殺対策計画推進委員会 アンケート 意見交換会 パブリックコメント手続	なし (任期途中のため)	公開	令和5年9月 令和5年12月 令和6年2月 令和5年7月 令和5年9月 令和6年1月 (30日間)
福祉課 障がい、福祉G	第6期岩倉市障がい者計画、 第7期岩倉市障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画)	(2)	第6期岩倉市障がい者計画、第7期岩倉市障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)の計画期間が令和5年度までとされており、次期計画を策定する。	岩倉市障害者計画推進委員会 アンケート	なし	公開	令和5年9月 令和5年12月 令和6年3月 令和4年度実施済
長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とする岩倉市の高齢者保健福祉、介護保険制度の運営等を一体的に定める第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会 アンケート パブリックコメント手続	なし (任期途中のため)	公開	令和5年6月 令和5年8月 令和5年10月 令和5年11月 令和5年12月 令和6年2月 令和4年度実施済
商工農政課 農政G	岩倉市農業振興地域整備計画	(2)	岩倉市農業振興地域整備計画は、おおむね5年に一度、計画の全体を見直すこととされており、前回策定した平成30年度から5年経過するため、令和4年度、令和5年度の2か年で計画の見直しを実施する。	その他(アンケート) 「法令に基づく基礎調査」 その他(パブリックコメント手続) 「法令に基づく計画案の縦覧等」	なし	公開	令和4年度実施済
子育て支援課 児童G	第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画を策定するもの。 第3期計画は、5年間(2025年度～2029年度)を計画期間とし、令和5年度と令和6年度の2か年で策定する。	岩倉市子ども・子育て会議 アンケート パブリックコメント手続	なし	公開	全3回時期未定 令和5年度実施 時期未定 令和6年度実施予定 (30日間)

※1 市民参加条例第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(2-2) 令和5年度 市民参加手続の実施予定（既存計画等の評価）

令和5年度に既存計画等の単年度評価（進捗管理等）を行う予定のものを公表しています。

担当課、P-7 (G)	対象事業	第6条第1項に該当する 要件（下表※1参照）	概要（総括）	市民参加の手続の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
1 秘書企画課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び市民参加条例の進捗状況を 岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作 成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	あり	公開	令和5年6月、7月
2 秘書企画課 企画政策G	第5次岩倉市総合計 画	(2)	第5次岩倉市総合計画の進捗状況を岩倉市行政評価委 員会にて検証するもの。	岩倉市行政評価委員会	なし	公開	令和5年7月～11月
3 協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画 基本計画2021-2030	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男 女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書 を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	なし (任期中のため)	公開	令和5年10月、11月
4 行政課 行政G	岩倉市行政改革行動 計画	(2)	岩倉市行政改革行動計画の進捗状況について岩倉市 行政評価委員会において評価・意見を受ける。	岩倉市行政評価委員会	なし	公開	令和5年7月
5 福祉課 障がい福祉G	第3期岩倉市地域福祉 計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計 画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	なし	公開	令和5年8月 令和6年2月
6 福祉課 障がい福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計 画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	なし (任期中のため)	公開	令和5年9月 令和5年12月 令和6年2月
7 福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい 者計画	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児 福祉計画の進捗状況を岩倉市障害者計画推進委員会 にて評価するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	なし	公開	令和6年3月
8 長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第8期岩倉市高齢者 保健福祉計画及び介 護保険事業計画	(2)	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状 況を岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会にて評 価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	なし (任期中のため)	公開	令和5年6月 令和5年8月 令和6年2月
9 健康課 保健予防G 健康支援G	岩倉市健康増進計画 健康いわくら21（第 2次）	(2)	岩倉市健康増進計画（健康いわくら21（第2次））の 進捗状況を岩倉市健康づくり推進委員会にて評価 し、報告書を作成する。	岩倉市健康づくり推進委員会	なし	公開	令和5年8月 令和6年2月
10 環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃 棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価 し、次年度以降の施策に反映するもの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	なし (任期中のため)	公開	令和6年3月

11	環境保全課 環境G	第2次岩倉市環境基本計画	(2)	市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負担が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	岩倉市環境審議会	なし (任期途中のため)	公開	令和5年7月
----	--------------	--------------	-----	--	----------	-----------------	----	--------

※1 市民参加条例第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

(1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価

(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更

(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

協働の取組状況シート 令和4年度実施事業

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ① 事業開始 ② 協働開始	(3) 概要	
1	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	市制50周年記念事業 市民の聲 協えるプロジェクト おしごと体験in岩倉市	① 令和2年度 ② 令和3年度	市内の小学生を対象に市内事業所ブースによるお仕事体験を通して仕事への興味を生み出すとともに、保護者の市内事業所の認知につながるイベント、言葉を通してダンスでみんなが楽しくつながること、海外の子どもたちと日本の子どもたちが一緒にダンスを楽しむことにより交流を図る「ケント・モリ」を招聘し、子どもたちを中心に一緒にダンスを楽しむとともに、タイ、マレーシア、カンボジア、フィリピン、モンゴル、ドイツの6か国から各1.5人程度の小学生とオンラインで交流を深めるもの。	岩倉市商工会青年部 令和4年10月23日(日) 午前の部 58人 午後の部 57人
2	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課 (協働安全課)	市制50周年記念事業 岩倉国際交流まつり	① 令和4年度 ② 令和4年度	言葉を介してダンスでみんなが楽しくつながること、海外の子どもたちと日本の子どもたちが一緒にダンスを楽しむことにより交流を図る「ケント・モリ」を招聘し、子どもたちを中心に一緒にダンスを楽しむとともに、タイ、マレーシア、カンボジア、フィリピン、モンゴル、ドイツの6か国から各1.5人程度の小学生とオンラインで交流を深めるもの。	岩倉市国際交流協会 令和4年8月6日(日) 参加者数：94人、オンライン90人
3	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	市民活動支援センター業務委託	① ② 平成22年度	市民活動支援センターとして開設した市民活動支援センターの業務を委託した。登録団体に対して、印刷費・会議室使用料の減免等により活動支援したほか、活動内容の紹介をホームページ・情報誌・SNSなどにより積極的に行うとともに、団体設立や助成金に関する相談業務を実施した。	【センター登録団体数】236団体 【利用者数】37,567人 【利用件数】2,967件 【情報誌発信数(岩倉駅地下通路モニター放映番組数)】492件
4	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	「市民プラザがまつり」業務委託	① ② 平成26年度	各分野で積極的に活動している市民活動団体が日頃の活動の成果を誇示したり、市民活動の魅力を知っていただき、岩倉市全体の活性化を図る行事の開催。	開催期間：令和4年10月8日(土)～16日(日) ・団体パネル展示10/8～10/16(16団体) ・活動発表ステージ10/9,10(15団体) ・活動照会ブース10/9,10(10団体) ・ワークショップ10/9,10,14,16(5団体) ・ゲームde交流会10/15,16 ・本とモノのわらしべ長者10/9～10/16
5	事業委託	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	「65歳の集い」業務委託	① 平成24年度 ② 平成25年度	65歳の市民を対象として、今後の新しい生きがいを見たり、市内の同年代の人と知り合い地域の繋がりがりを作っていくことを目的とした行事の開催。	令和4年7月24日(日) 79名 ミニライブ、健康講座(ヤクルト東海)、映画上映
6	事業委託	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	福祉課	市行事手話通訳、要約筆記設置業務	① ② 不明	市民ボランティアの協力のもと、市が行う主な行事に手話通訳、要約筆記を設置している。	●手話通訳 【市民盗おどり】 【ふれ愛まつりオーブニングセレモニー】 【健康フェア講演会】 【二十歳のつどい】 【冬帰フェス】 【人権研修会】 【51周年記念式典】 【岩倉市文化講演会】 【いわくから市民健康マラソン】 ●要約筆記 【健康フェア講演会】 【文化講演会】 【51周年記念式典】 【人権研修会】

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事業名	IV. 協働事業		V. 実績	
					(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要		
7	事業委託 事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち 4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	福祉課	地域福祉計画推進事業	①②平成25年度	<p>(3) 概要</p> <p>地域課題に対し地域住民主体で解決していくため、小学校区単位での取組を進めている。令和4年度は第3期計画のキックオフプログラムとして、日本福祉大学学長を招き地域福祉推進フォーラムを行った。</p> <p>岩倉の水辺を守る会に委託して、水辺まつりや親子魚釣り教室などのイベントを通じ、次代を担う子どもたちに、ふるさとの自然のすばらしさや川との付き合い方などを楽しく学んでもらうとともに、市民に対する意識啓発を図った。また、在来種の保護・育成と外来種対策の推進のため、五条川のアカミミガメの捕獲・調査を協働で実施した。</p>	<p>(4) 協働の相手</p> <p>岩倉市社会福祉協議会 いわくら福祉市民会議</p> <p>岩倉の水辺を守る会</p>	<p>令和5年3月19日(日) 午前10時から正午 参加人数：48名(スタッフ7名を含む)</p> <p>水辺まつり 8/7 (300名) 親子魚釣り教室 10/2 (99名) アカミミガメの捕獲調査 設置6/18、10/22 回収6/19、10/23</p>
8	事業委託	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	環境保全課	五条川親水事業	①②昭和61年度	<p>市役所1階に「岩倉市観光情報ステーション」を開設し、観光情報の発信を行うとともに、観光まちづくり事業を企画・運営している。</p> <p>岩倉市PR大使「い〜わ〜くん」のグッズを製作し、観光情報ステーションで販売するとともに、イベント時に「い〜わ〜くんSHOP」を出店し、グッズ販売を行うことと、い〜わ〜くん及び岩倉市のPRを行っている。</p>	<p>年間を通じて、観光情報の発信を行い、「い〜わ〜くらのランチョンブレイク」「い〜わ〜くらのランチョンブレイク」「観光ボランティアガイド養成講座」、「ミニSSLマーケット」「冬の鍋フェスティバル」などのイベントを企画し、開催した。</p> <p>年間を通じて、い〜わ〜くんグッズの製作・販売を行い、い〜わ〜くんと市のPRに寄与した。</p>	
9	事業委託	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	商工農政課	岩倉市観光まちづくり事業	①②平成25年度	<p>市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付けた「花のあるまちづくり事業」や町内内の五条川護岸に「緑化ボランティア」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。</p>	<p>【フラワーバンク】 花苗配布5/19 (196株) 10/28 (196株) 【花のあるまちづくり】 駅東西3,533株 【緑化ボランティア】 五条川護岸2,500株</p>	
10	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	都市整備課	花のあるまちづくり事業	①平成8年度 ②平成13年度	<p>学校の主体性や独自性を大切にしたい取組を推進し、児童生徒や教員、地域社会にとって魅力ある学校となるよう取り組むもの。</p>	<p>市内小中学校 地域人材</p>	<p>地域人材の活用にあたり、小中学校間での人材活用についての情報共有を図った。</p>
11	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	学校教育課	魅力ある学びづくり支援事業	①②令和元年度	<p>市民有志による民具研究会への委託により、図書館3階の民具の整理と郷土資料室の展示、企画展の開催及び電子台帳の整備を行う。</p>	<p>岩倉民具研究会</p>	<p>【企画展】「生活の中でみられる意匠」2/1~12 2/14~26 来場者344人</p>
12	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	民俗資料企画展等委託	①②平成10年度	<p>岩倉市文化協会に委託して史跡公園の鳥居建民家で開催。併せて箏の演奏と陶芸展示も行う。</p>	<p>岩倉市文化協会</p>	<p>実施日：4/29 参加者数：89人</p>
13	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市民茶会	①②不明	<p>文化祭では、市民からなる岩倉市美術展覧委員会や出品者の協力を得て開催。茶接待は岩倉市文化協会への委託により開催している。</p>	<p>美術展覧委員会 岩倉市文化協会 市民</p>	<p>○文化祭 実施日：11/3~6 参加者数：4,688人 ○茶接待 実施日：11/5,6 参加者数：486人</p>
14	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	岩倉市文化祭 茶接待	①②昭和52年度	<p>音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催。岩倉市文化協会(岩倉市音楽連盟)及び参加団体により事業運営をしている。</p>	<p>岩倉市文化協会 音楽祭出演団体</p>	<p>実施日：11/6 参加者数：583人(うち出演者263人)</p>
15	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市民音楽祭	①②平成9年度			

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	
16	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人々を育むまち	生涯学習課	スポーツ振興事業	①②不明	岩倉市スポーツ協会に委託し、スポーツ大会・教室を開催する。	<p>新型コロナウイルスの影響で、一部大会等は中止となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツレクリエーション祭 (参加者169人)</li> <li>○市民球技大会 (参加者648人)</li> <li>○市制50周年記念事業いわくらしスポーツ体験フェスタ (参加者1,658人)</li> <li>○スポーツフェア (参加者1,694人)</li> <li>○市民グラウンドゴルフ大会 (参加者68人)</li> <li>○愛知駅伝大会 (参加17人)</li> <li>○市民健康マラソン (参加者807人)</li> <li>○ダンス&amp;体操発表会 (参加者268人)</li> </ul>
17	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人々を育むまち	生涯学習課	地域スポーツ交流事業	①②平成21年度	岩倉スポーツクラブに委託し、だれでも気軽にできるニュースポーツ大会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4コートバレーボール大会 (参加者45人)</li> <li>○カローリング大会 (参加者56人)</li> <li>○歩こう会 (参加者21人)</li> <li>○パルーンアート&amp;ニュースポーツ体験会 (参加者17人)</li> <li>○市民カローリング大会 (参加者62人)</li> <li>○スポーツ教室 (全104回)</li> </ul>
18	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人々を育むまち	生涯学習課	人形劇フェスティバルの開催	①②平成7年度	9月に開催される人形劇フェスティバルに関する企画、運営を行う。	<p>実施日：9/10 参加人数：151人</p>
19	事業共催	4. 環境にやさしい、うらおいあふれる安全なまち	協働安全課	防犯推進事業	①②平成16年度	<p>【犯罪撲滅啓発活動】 年2回、防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。 また、年末に、青色防犯パトロール出発式と江南警察署が実施する年末特別警戒を併せて開催する。 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。</p>	<p>【犯罪撲滅街頭啓発活動】 夏の街頭啓発活動(中止) 年末の街頭啓発活動12/8 【年末青色防犯パトロール合同出発式】 12/8 (約60名) 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 10/18 (21名)、10/19 (32名)</p>
20	事業共催	4. 環境にやさしい、うらおいあふれる安全なまち	協働安全課	交通安全事業	①②昭和56年度	<p>【交通安全推進協議会】 交通安全街頭指導を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。</p>	<p>【街頭指導】 毎月1回と春先を除く各季の運動期間中に1回実施(委員数：112名) 【交通安全宣言セレモニー】 10/2 (中止)</p>

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	IV. 協働事業		V. 実績
						(3) 概要	(4) 協働の相手	
21	事業共催	4. 環境にやさしい いあふれる安全なまち	協働安全課	交通安全事業	【五条川交通少年団】①② 昭和62年度 【交通安全母の会】①②平 成3年度	【五条川交通少年団】 五条川小学校の児童で構成する交通少年団の活動 を支援する。 【交通安全母の会】 市内の幼稚園の保護者で構成する母の会の活動を 支援する。	五条川小学校児 童及び保護者 市内幼稚園児 の保護者	【五条川交通少年団(団員30名、 代表世話人1名、世話人5名)】 7/19 夏の活動(学校内での登 校) 12/23 冬の活動(自転車交通安 全教室) 【交通安全母の会(会員60名)】 街頭啓発活動(中止)→啓発活動実 施(交通安全の冊子を年長に配 布) 各幼稚園で交通安全教室(各幼稚 園会員)
22	事業共催	4. 環境にやさしい いあふれる安全なまち	協働安全課	自主防災会訓練支援	①②平成25年度	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の 自主的な防災訓練に市職員も参加し、連携して危機 管理体制を充実させている。	自主防災会	【地域合同防災訓練】 ・南小学校区6/5 ・五条川小学校区11/20(雨天中 止) ・北小学校区12/4 ・曾野小学校区10/30
23	事業共催	1. 健やかでいつまでも安心 して暮らせるまち	長寿介護課	認知症サポーター養成事業	①②平成19年度	認知症の理解を深めるため、小学校や市内の企業な どに出向き、認知症サポーター養成講座を実施して いる。 市の職員を対象に養成講座も実施している。	いわくら認知症 ケアアドバイ ザー会	【認知症サポーター養成講座】 10回(受講者463名) 市内小学校ほか
24	事業共催	1. 健やかでいつまでも安心 して暮らせるまち	健康課	保健推進員活動支援事業(活動 費、会議、研修)	①②昭和63年度	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民が自ら 健康づくりに取り組むことを支援するために、各行 政区に委嘱された保健推進員が、地区毎に保健師と 共に健康づくりに関する教室等を企画・実施してい る。行政区ごとに活動費交付金を交付。	岩倉市保健推進 員	28地区に対して活動交付金を、1 世帯あたり100円交付、ただし、 30,000円未満の場合は、最低基準 額30,000円とする。 【地区活動】253回(4,170人) (内訳) ・健康教室 74回(1,235人) ・赤け掛け運動 113回(1,828 人) ・健康体操等 66回(1,107人) 【活動費交付金】1,544,663円 ※新型コロナウイルス感染症拡大予 防のため計画を一部変更して実施 した。
25	事業共催	1. 健やかでいつまでも安心 して暮らせるまち	健康課	食の健康づくり推進員活動支援事 業(会議、学習会)	①②平成4年度	健康いわくら21(第2次)計画の食生活改善を推進す るため、次の形態で活動している。 ①市の保健事業に協力 ②保健推進員地区活動での普及 ③他団体への活動協力 ④栄養教室の開催(自主活動)	食の健康づく り推進員	【学習会】12回(59人) ※保健推進員地区活動の講師、調 理実習等で協働で栄養教室を開催 する予定だったが、新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため中止 した。
26	事業共催	4. 環境にやさしい いあふれる安全なまち	環境保全課	環境フェア	①②平成3年度	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の 場であり、それにより環境啓発を図り、自然との共 生や循環型社会の構築、快適な生活環境づくり等を 目指す。	市民 環境フェア実行 委員会	11/11、12(186名)
27	事業共催	4. 環境にやさしい いあふれる安全なまち	環境保全課	五条川水生生物調査	①不明 ②平成10年代	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、公募参 加者を対象として水生生物調査を行っている。	岩倉ナチュラリ ストクラブ	8/24(10名)

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			(3) 概要	(4) 協働の相手	V. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始				
28	事業共催	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	環境保全課	クリーンアップ五条川	①②昭和60年度	岩倉の水辺を守る会が主体となり、五条川の待合橋から井上橋までの河床と川底を清掃することを通じて、市民に対する意識啓発を図った。	市民団体 市民行政区 企業	実施日や参加者数など 3/11 (250名)	
29	事業共催	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	環境保全課	緑のカーテン事業	①②平成21年度	夏のエアコン等の使用電力の抑制や環境学習としての効果を図るため、「緑のカーテン」を、市役所や保育園等、市の公共施設に設置することにも、市内の事業者等に協力してもらい、各事業所でも設置してもらった。 また、緑のカーテンを広く普及させるため、市民を対象に「緑のカーテン講座」を実施した。	市民 岩倉市婦人会 企業	緑のカーテン設置数 公共施設：28箇所 事業所：11箇所 緑のカーテン講座：6/2 (11名)	
30	事業共催	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	環境保全課	自然生態園施設管理事業	①②平成8年度	岩倉ナチュラリストクラブに協力をいただき、観察会等の生物多様性に関するイベントを行い、親子で自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めている。	岩倉ナチュラリストクラブ	ショウブとヨモギの配布 (5月5日・160人) SDGsライブラリー (5月22日・162人) 身近な生き物の講座 (5月22日・42人) フジバカマの配布 (6月18日・50人) マコモ刈り (6月19日・35人) 夜の観察会 (7月23日・65人) いちにち昆虫館 (7月30日・89人) はじめてのパードウォッチング (1月14日・17人) 計620人	
31	事業共催	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	環境保全課	クリーンチェックいわくら	①②平成12年度以前	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。	市民団体 市民行政区 市内企業 環境フェア実行委員会	実施期間：10月7日～11月15日 一斉実施日：10月29日(土) 参加団体及び人数：157団体6,750人	
32	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	市民農園運営事業	①②平成5年度	各小学校区ごとに1園の基準で、農地を借り上げて市民農園として整備し、市民に貸し出している。 市民農園ごとに運営協議会を設置し、事務局と利用者らが協働で運営している。	市民による運営協議会	市内に5箇所設置 区画数は163区画 (うち5区画が空き)	
33	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	農業体験塾	①②平成19年度	農業に興味のある人などを対象に、市内の農家などの講師の指導を受けながら、作物を植え、育て、収穫することを体験し、農業への興味、意欲を高め、遊休農地の活用や将来の農業の担い手確保に繋げることを目的に活動している。	市内農家等	原則毎週日曜日(参加人数52名) 講師の指導を受けながら多品目の野菜の栽培に取り組んだ。	
34	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	野菜の広場事業	①②平成7年度	市内の農家のグループが、毎週水・土曜日に岩倉駅東西地下連絡道で新鮮な野菜の即売を行っている。	市内農産物生産者	原則、毎週水・土曜日開催し、野菜等を販売。会員数は5名。	
35	事業共催	3. 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	商工農政課	稲作り農業体験	①②平成19年度	食育推進の一環として、生産者と消費者の交流や食に対する理解を深めることを目的に実施している。 参加者(消費者)が生産者である市内農家の指導のもと、田植え、草取り、稲刈り等、稲づくりの一連の作業を主に、手作業で体験するもの。	市内農家 愛知北農業協同組合 農業委員会	田植え6/4 稲刈り11/5 (参加者17世帯)	



No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	
36	事業共催	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	商工農政課	消費生活フェア関係事務	①昭和53年度 ②昭和53年度	市内の3つの消費者団体が連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及をしている。	実施日や参加者数など 11月12日、13日(来場者:延べ1,323人)
37	事業共催	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	二十歳のつどい事業	①②平成13年度	当該年度中に二十歳を迎える方によって構成される実行委員会により、二十歳のつどいの企画・運営を行う。	実施日:1/8 実行委員:13人、参加者数338人
38	事業共催	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	シニア大学	①②平成21年度	60歳以上を対象とする生涯学習講座で教養学部・健康学部・社会学部の3学部からなる。市民からなる委員が企画をする。	年間を通して教養学部・健康学部・社会学部をそれぞれ10回ずつ開催。(全30回・受講者数延べ1,229人)
39	助成・補助	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	協働安全課	防災対策用備品等整備補助事業	①②平成23年度	災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助金として交付している。	14防災会18件(計670,000円)
40	助成・補助	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	市民活動助成金事業	①②平成24年度	まちづくりや地域課題を解決する事業に取り組む団体に、対象経費の一部を助成している。立ち上がり支援コース、はじめの一歩コース、市民提案・公益的事業コース、行政提案・協働事業コースの4種類がある。	【立ち上がり支援コース】対象事業なし 【はじめの一歩コース】 ・「アザミガサ」トアざりあ(医療ボランティア) ・「アザミガサ」@いわくら(食育) 【市民提案・公益的事業コース】 ・「アザミガサ」ハズリ事務局(芸術・居場所づくり) ・Mugiストロークリッチ(SDGs、環境保全) ・いわくらい部♪(寺747×747) ・おむすび(子ども食堂) ・「アザミガサ」(児童対象事業) ・地域の幸せを考える会(SNS利用ワークショップ等) 【行政提案・協働事業コース】 ・いわくらにほんごカズ(初期日本語教室) ・HLCふれあい塾(デジタル教室) ・(NPO)はーとアザミガサ(引きこもり支援中心)
41	助成・補助	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	区育成補助金事業	①②昭和51年度	行政区(30区)に対し、区の運営に関する経費の一部を補助している。	22,150世帯、13事業 (各区に対して1世帯あたり170円、区の親睦事業1事業あたり10,000円を補助)

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	
42	助成・補助	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	国際交流事業補助事業	①②平成5年度	「日本語ひろば」や「外国人健康相談・法律相談」、「料理教室」「国際交流セミナー」など国際交流関係事業を実施する団体に対し補助をしている。団体の実施する事業に国際交流員とともに企画から参加するなどの支援やイベント等の周知を行っている。	【国際交流セミナー】 中止 【モンゴル留学生受入事業】 中止 【30周年記念式典・コンサート】 多数 【ホームステイ・ホームビジツト】 ①20人②31人 【各種イベント】 世界のお惣菜 ①Facebookにレシピ掲載、②10人、ふれ愛まつり 【日本語ひろば】 中止 【英語をしゃべろう会】 5～8人程度 【外国籍の方との子育て座談会】 外国籍16人、日本人3人
43	助成・補助	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	長寿介護課	老人クラブ補助金	①②平成16年度	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。 岩倉市老人クラブ連合会への補助金により、介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献活動として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくり等に寄与している。	【さくららの家】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 50回 891人 ②老人クラブ文化部等 142回 1,215人 ③老人クラブ会議等 13回 290人 【南部老人憩の家】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 25回 402人 ②老人クラブ文化部等 64回 926人 ③老人クラブ会議等 14回 359人 【地域貢献活動等】 戸別ゆめあい訪問等 (すこやかタクシーチケット申請代行)
44	助成・補助	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	環境保全課	地域ねこ避妊・去勢手術補助金	①②平成22年度	市内に生息する飼い主のいないねこ(地域ねこ)の不必要な繁殖、周囲に対する迷惑の未然防止及び人と地域ねこが共生しながら市民の快適な生活環境の確保を図るため、地域ねこの避妊・去勢手術に要する費用の一部を、岩倉猫の会に対して補助する。 【補助額】 (令和2年12月分以前) オス猫去勢 1頭あたり 6,500円 メス猫避妊 1頭あたり 8,000円 (令和3年1月分以降) 上記金額を「上限」として全額を補助するよう変更した。	オス猫去勢 19頭 119,300円 メス猫避妊 21頭 168,000円
45	助成・補助	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	環境保全課	岩倉市資源ごみ回収団体助成金	①②平成5年	ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、資源の回収を推進する団体に対し助成金を交付する。対象となる資源は、古紙類、布類で、買取価格が1キログラム当たり5円未満となった場合に、その差額を交付する。	各団体が数人～数十人規模で年間3回以上を日安として実施した。 34団体にに対して、1,052,345円を助成した。
46	助成・補助	4. 環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち	環境保全課	分別収集、古紙と古着の日	①②昭和54年度頃	家庭から排出される資源物(古紙・古着類)等を、行政区の協力ののもと分別収集集積場にて収集し、市により適正な処理を行うもので分別収集については約70箇所に対し1箇所につき1,500円/回、古紙と古着については約40箇所に対し1箇所につき800円/回の協力金を支払うもの。	毎月1回、7地区ごとに決められた場所を実施。892tの資源を回収した。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	
47	助成・補助 事業協力	3. 利便性が高く魅力的で活 力あふれるまち	商工農政課	多面的機能交付金事業	①②令和2年度	地域において、市内の優良な農地環境を保全する団 体について、国及び県とともに、農地の畔の除草や 水路の泥上げなどの活動に対し補助金を交付する。	西市農地環境保 全会 大地の会 愛知北農業協同 組合 北島農地環境保 全会 【参加延べ人数】 西市農地環境保全会 253人 大地の会 216人
48	助成・補助	2. 個性が輝き心豊かな人を 育むまち	生涯学習課	社会教育関係団体体育成補助金	①②昭和48年度	社会教育関係団体が会員相互の教養文化を深めると ともに、住民福祉の増進に寄与するため、補助金を 交付する。	【岩倉市文化協会】 会員571人 【岩倉市婦人会】 会員157人 【岩倉市民吹奏楽団】 会員70人 【岩倉市スポーツ協会】 会員1,800人
49	助成・補助	2. 個性が輝き心豊かな人を 育むまち	生涯学習課	スポーツ指導者養成事業	①②平成13年度	初心者を取り組みやすいニュースポーツの指導者 や、スポーツ少年団の指導者の質を高めるために補 助事業を行っている。	岩倉市スポーツ 協会 岩倉市スポーツ クラブ 【岩倉市スポーツ協会】 会員1,800人
50	後援	3. 利便性が高く魅力的で活 力あふれるまち	秘書企画課	岩倉市におけるユニバーサルデザ インの推進	①②平成16年	ユニバーサルデザインに関する市民の意識向上の 活動を行っている。 ・ユニバーサルデザインについての調査研究 ・岩倉市のユニバーサルデザインについて情報を発 信・収集 ・ユニバーサルデザインに関する市民の意識向上の 推進 ・教育現場でのユニバーサルデザイン学習の協力 ・その他、目的の達成に必要な活動	カラーリング指導者公認指導員登 録料補助者 7人 JSPQ公認コーチングアシスタント 登録料補助者 6人 JSPQ公認スタートコーチ登録料補 助者 3人
51	後援	1. 健やかかいつまでも安心 して暮らせるまち	長寿介護課	令和4年度尾張北地区老人クラブ 大学講座	①不明 ②令和4年度	知識・教養の向上を図り、自らの生きがいにする と共に互いの健康を深めるため、老人クラブのリー ダーを対象に大学講座を開催した。	岩倉市老人クラ ブ連合会 令和4年5月26日(木) 参加人数：273人
52	後援	3. 利便性が高く魅力的で活 力あふれるまち	商工農政課	2023年全日本ヨヨー選手権中部 地区大会	①不明 ②平成23年度	日本のヨヨー競技の頂点を決める「ジャパナ ショナルヨヨーコンテスト」の地区予選大会。本 地区大会の優勝者には5月に横浜で開催される全国 大会の決勝シート権が与えられ、上位獲得者には、 準決勝への参加権が与えられる。	一般社団法人日 本ヨヨー連盟 令和5年2月5日(日) 参加人数：約170人
53	後援	3. 利便性が高く魅力的で活 力あふれるまち	商工農政課	2022年全日本ジュニアヨヨー選 手権大会	①②平成30年度	一般社団法人日本ヨヨー連盟(JYFF)が主催する 「競技ヨヨー」のジュニア(16歳以下)日本一を 決める大会。	一般社団法人日 本ヨヨー連盟 令和4年9月25日(日) 参加人数：約100人
54	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を 育むまち	生涯学習課	スクールコンサート2023	①②令和3年度	地元の中学生の吹奏楽部がプロと共演する参加型コ ンサート	公益社団法人日 本テレビ小鳩文 化事業団 実施日：①2/20、②2/21 参加者数：①33人、②約300人
55	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を 育むまち	生涯学習課	第22回岩倉市音楽連盟わくわくコ ンサート	①②不明	岩倉市音楽連盟によるコンサート	岩倉市音楽連盟 実施日：2/12 参加者数：302人(うち出演者121 人)

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	
56	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	国際交流&イングリッシュキャンプ	①平成24年度 ②平成28年度	子どもたちの心のケア支援、災害の風化防止及び危機意識及び防災意識の向上、子どもたちの国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進を目的としたキャンプ	宮城復興支援センター	実施日：①10/15～10/16、②2/10～12/11 参加者数：119人（※12/10～12/11は中止）
57	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	セントラル愛知交響楽団第28回岩倉定期演奏会	①②不明	クラシックコンサート	公益社団法人セントラル愛知交響楽団	実施日：7/10 参加者数：164人
58	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第49回岩倉母親大会	①②不明	50周年記念コンサート	岩倉母親連絡会	実施日：8/7 参加者数：9人（無観客）
59	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	令和4年度オープンカンレージ	①②不明	オープンカンレージ	愛知江南短期大学	実施日：①令和4年4月～8月、②令和4年10月～令和5年2月 参加者数：①422人、②459人
60	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	2022夢コンサート	①昭和54年度 ②平成14年度	音楽をとおして、障がい児・者の自立と社会参加の促進を図り、地域住民との交流の機会を確保し、障がい児・者への理解を深めることを目的としたコンサート	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会	実施日：12/11 参加者数：121人（うち出演者40人、ボランティア22人）
61	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	第45回岩倉市吟剣詩舞道大会	①②令和3年度	岩倉市民の文化交流、吟詠、剣詩舞大会	岩倉市吟剣詩舞道協議会	実施日：10/16 参加者数：75人
62	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	教育講演会「『カ国語で話そう』～脳から考えることばの育て方～」	①②令和3年度	多言語習得に関する講演会	ヒップコアミリーククラブ岩倉	実施日：2/12 参加者数：約200人（オンライン参加）
63	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	【新規】こどもの未来応援講座	①平成26年度 ②令和4年度	子育て世代に役立つ、子どもの個性を活かすための声掛けや意識付けについて学ぶ講座	一般社団法人日本親子応援団	実施日：3/8、3/23 参加者数：20人
64	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	令和4年度愛知県文化協会連合会西尾支部芸術大会	①②不明	西尾張10市町村の文化協会芸術部の代表が、日頃の練習の成果を披露する。	岩倉市文化協会	実施日：11/27 参加者数：500人
65	後援	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	【新規】青羽悠さんミニトークイベント&サイン会	①平成8年度 ②令和4年度	岩倉市出身の著者を応援するための講演会とサイン会	ブックレストラウンやまねこ亭	実施日：2/11 参加者数：38人
66	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	広報モニター事業	①②平成23年度	広報モニター要綱に基づき委嘱された委員により地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力が行われている。また、広報モニターから広報紙に対する意見を随時述べてもらい、広報紙の作成及び情報発信に反映している。	広報モニター	3人に委嘱（謝礼なし） 「いわフォト」9件、「フォトニュース」2件、「イベントアルバム」11件の記事や写真等の提供があった。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	
67	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	広報いわくち音訳事業	①不明 ②平成13年度	市の広報紙を音訳し、目の不自由な人に提供している。	実施日や参加者数など 視覚障がい者6人に郵送で提供。また、ホームページでも掲載が可能。
68	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	広報紙発行事業	①昭和39年度 ②不明	「協働のまちづくりコーナー」で市民活動団体の情報を掲載している。特集等ではできるだけ市民活動団体が登場したり、関連情報を掲載するようになっている。	特集等4団体 協働のまちづくりコーナー10団体
69	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	市制50周年記念事業 市民の夢 協えるプロジェクト 巨大プララレルで遊ぼう	①令和2年度 ②令和3年度	家でできないような巨大プララレルを市民参加で作るとともに、予め用意した巨大なレインアウトで自由に遊べる事業。 また、市民より寄附いただいた遊ばなくなったプララレル部品等を、必要な方に配布した。	令和4年5月14日(土)・15日(日) 参加者数：963人
70	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	秘書企画課	市制50周年記念事業 ギネス世界記録挑戦に使用した折り紙で作った「こいのぼり」を 使った作品	①令和2年度 ②令和3年度	令和3年度に実施したギネス世界記録挑戦「折り紙で作ったこいのぼりの最多展示数」にて使用した「こいのぼり」を使って名古屋芸術大学の協力のもとアート作品を作成し、総合体育文化センターにて展示。	展示期間：令和4年11月1日(火)から令和5年2月21日(火)まで
71	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	協働安全課	男女共同参画講座(生涯学習講座)	①②平成12年度	男女共同参画の普及・啓発を目的とした生涯学習講座で、市民による企画委員が企画運営をする。	心に寄り添う聴き方(全4回) 10/19(27名)、10/31(26名)、 1/2(25名)、11/30(22名)
72	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	福祉課	赤ちゃん訪問事業	①②平成21年度	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てが出来るように、子育てに関する様々な不安や悩みを聴くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	家庭訪問数414件
73	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	他機関連携による健康教育	①②平成21年度	健康いわくち21(第2次)計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組みするを支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。さらには健康都市宣言後は、「健康伝道師」として新たに周知し、健康教育を実施。	健幸づくり出張講座 30回783人
74	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課 *実施主体は福祉課	赤ちゃん訪問事業支援	①平成21年度 ②平成28年度	民生委員・児童委員が行う赤ちゃん訪問において、専門的な相談があった場合等の助言を行う。	赤ちゃん訪問運営会議参加9回 福祉課から照会があった事例に関して情報提供を実施3件
75	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	健康課	健康マイレージ事業	①②平成26年度	健康づくりに継続的に取り組むことや健診を受けること、市内の公共施設を利用してもらうこと等で優待カード「まいか」を発行する。愛知県内の協力店舗には、優待・サービスの提供に協力してもらう。	協力店舗 19店舗 まいか発行数 111枚 (紙47枚・アプリ64枚)
76	事業協力	4. 環境にやさしい、うらやましい、あふれる安全なまち	環境保全課	アダプトプログラム事業	①②平成19年度	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃について、市民や事業者等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム(里親制度)を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	【アダプトプログラムの日】 5/30(参加者：52名) 【アダプトプログラム登録団体・人数】 (40団体・2,259人)

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	
77	事業協力	4. 環境にやさしい、うらおいあふれる安全なまち	商工農政課	五桑川桜並木保全事業	①不明 ②平成19年度	手の届く範囲の支障枝や胴吹き・ひこばえの剪定。市で購入した樹木専用肥料(グリーンバイエル)を打ち込む施肥作業も協働で実施している。	市で購入した樹木専用肥料(グリーンバイエル)を打ち込む施肥作業を年間11回実施。また、枯れ枝・腐朽枝などの支障枝の剪定を合計12回、桜に害を及ぼすブツケの調査・処理を4回実施。 【学校給食センター運営委員会】7/14・2/16 【創立作成委員会】年7回(うち保護者代表の参加 5回) 【物資選定委員会】年11回(うち保護者代表の参加 9回) 各小中学校の要望に合わせ、地域の方を学校に派遣し、被爆体験や戦争体験談をお話しいただいた。体験者から直接話を聞くことで、児童生徒は平和の大切さについて学ぶことができた。
78	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	学校教育課	学校給食事業	①②昭和53年度	各小中学校のPTAの代表を委員に含めた学校給食センター運営委員会を年に数回開催し、給食センターの運営に関する重要な事項及びこれに伴う調査研究を行い、給食センターの運営方針を決定する。また、献立作成や食材選定についてもPTAの代表を含め決定している。	【学校給食センター運営委員会】7/14・2/16 【創立作成委員会】年7回(うち保護者代表の参加 5回) 【物資選定委員会】年11回(うち保護者代表の参加 9回) 各小中学校の要望に合わせ、地域の方を学校に派遣し、被爆体験や戦争体験談をお話しいただいた。体験者から直接話を聞くことで、児童生徒は平和の大切さについて学ぶことができた。
79	事業協力	5. 協働と自治による持続可能なまち	学校教育課	被爆体験談等を聞く会	①②平成14年度	被爆体験や戦争体験談を聞き、原爆や戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学習するもの。	愛友会 語り部の会
80	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	点訳図書の作成	①②昭和59年度	点訳図書を図書館に所蔵する。視覚障がいがある人も読書を楽しめる環境を提供している。	岩倉点字くすのきの会
81	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	録音図書の作成	①②昭和63年度	録音図書を図書館に所蔵する。視覚障がいによる表現の認識に障がいのある人も本の世界を楽しめる環境を提供している。	岩倉市音訳の会 あめんぼ
82	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	おはなし会の実施	①②昭和59年度	おはなし会をきっかけにして、図書館に親しむ子どもを増やしている。	岩倉市図書館おはなし会
83	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ストーリーテリングのおはなし会の実施	①平成15年 ②平成15年	子どもだけでなく、大人も対象にしたおはなし会を開催している。	ストーリーテリングお豆の会 毎月第3日曜日実施 (活動者9名)

※協働の取組状況シート 新型コロナウイルスの影響により、全部が中止となった事業

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		
				(1) 事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和4年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 令和3年度決算状況 ①②③	実施日や参加者数など
1	事業委託	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	市指定文化財保護事業（岩倉桜まつり協賛、山車巡行・からくり実演）	①②平成4年度	「岩倉桜まつり」の協賛事業として、3面の山車が岩倉街道を巡行するとともに、桜満開の五条川の橋の上でからくりの実演を行い、多くの人々の目と心を楽しませる。岩倉の春の風物詩とする。	岩倉市山車保存会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により、岩倉桜まつりが中止となったことに伴い、中止。
2	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らさるまち	健康課 *実施主体は生涯学習課	これからはじめられる離乳食教室での読み聞かせ	①②平成26年度	市が企画する離乳食教室で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを支援。図書館職員が図書館外利用券を交付。	子育てボランティア	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
3	事業協力	1. 健やかでいつまでも安心して暮らさるまち	健康課 *実施主体は生涯学習課	4か月児健康診察での子育て親子育ちミニ講座	①②平成20年度	4か月児健康診察において、子育てネットワーカーが子育てのポイントについてミニ講座を実施し、子育て親子育ちを支援。	子育てネットワーカー	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
4	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	生涯学習課	ブックスタートの実施	①平成16年 ②平成16年	乳児と絵本の出会いを支援し、乳児の親に対して良書の紹介等を行う。	岩倉市図書館ブックスタート	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。
5	事業協力	2. 個性が輝き心豊かな人を育むまち	子育て支援課	児童館運営事業	【おこしものづくり】 ①②平成24年度	【おこしものづくり】愛知県の郷土料理である「おこしもの」を母親クラブと共に行う。	母親クラブ	①（児童館総務管理費・事務管理費・地域組織活動育成補助金）160,000円 ②0円 ③0円	①（児童館総務管理費・事務管理費・地域組織活動育成補助金）44,652円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

## 協働事業個別シート（令和 4 年度実施事業）

## 【協働の形態】

<input type="checkbox"/> 事業委託	<input checked="" type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 事業協力
-------------------------------	--	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	保健推進員活動支援事業（資料 2 No. 24）			
担当部署	健康課	協働相手	保健推進員	
目的	市民が健康で明るい文化的な生活を保持するため、岩倉市が行う保健事業の円滑な推進を図り、併せて地域住民の健康増進に寄与するため。			
事業の概要	健康いわくら 21（第 2 次）計画を推進し、市民が自ら健康づくりに取り組むことを目的に、各行政区に委嘱された保健推進員が行政区単位で行う健康づくりに関する教室等の企画・実施を地区担当保健師が支援する。 行政区ごとに活動費交付金を交付している。			
実績	令和 4 年度：253 回 4,170 人 令和 3 年度：73 回 1,291 人	事業費	令和 4 年度：1,544,663 円 令和 3 年度：679,313 円	
担当部署の評価				
◆事業の目的を達成できたか。				
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため計画を一部変更して実施したが、保健推進員と地区担当保健師が協働で健康づくりに関する教室等を企画・運営することができた。				
◆協働の視点からどのような工夫をしたか。				
保健推進員が主体的に教室等の企画・運営等ができるよう打合せを行った。				
◆協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。				
市民の関心の高いものを身近な場所で健康づくりに関する情報提供や運動等健康づくりを実践する機会を提供することができた。				
◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。				
行政区単位で保健推進員を選出して健康づくり活動をしているが、保健推進員の選出が難しくなっており、年々保健推進員の数が減少している（R3 年度：183 人、R4 年度：171 人、R5 年度：162 人）。選出方法の見直しや協働の健康づくり活動内容の改善が必要である。				
審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）				
・保健推進員の活動が、防災・防犯など他の事業と協力することで健康づくりにつながっていくと良い。庁内での連携について検討することが必要であると思う。また、健康づくりのために市が行っている事業が総括的に分かるようになると良い。				
審議会後での評価後の担当課コメント				
・今後、主体的に健康づくりに取り組む市民、団体、事業所を増やし、庁内連携も図りながら、健康づくり事業に取り組んでいく。				



協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input type="checkbox"/> 事業委託	<input checked="" type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 事業協力
-------------------------------	--	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	食の健康づくり推進員活動支援事業（資料2 No.25）			
担当部署	健康課	協働相手	食の健康づくり推進員	
目的	多様化する食習慣の中で健康的な食生活を保持するため、食の健康づくり推進員活動を通して、市民の食生活を見直し、改善することを目的とする。			
事業の概要	健康いわくら21（第2次）計画の推進の一環として行う、野菜摂取量の増加、減塩、カルシウム摂取量の増加、糖尿病等生活習慣病予防の食事メニューの普及啓発活動を管理栄養士等が支援している。			
実績	令和3・4年度は学習会のみ実施。 令和4年度12回59人	事業費	令和4年度：10,892円 令和3年度：14,046円	
担当部署の評価				
◆事業の目的を達成できたか。				
簡単に調理ができる朝食・昼食・夕食メニューのレシピを作成し、市民ふれ愛まつりの健康フェアで展示し、多くの人に食に関する情報提供ができた。				
◆協働の視点からどのような工夫をしたか。				
在宅で過ごす人が増えていることを想定し、あまり調理しない人でも簡単に調理ができることで、野菜摂取量を増やすことを目的として、メニューの提案、市民が作りたくなるような料理の盛り付けについて意見交換した。				
◆協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。				
野菜料理を中心に多数のレシピを考え、広報紙やJA愛知北産直センター岩倉店でのレシピ配布により、野菜摂取量を増やす取り組みを実施することができた。				
◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。				
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策中は栄養教室（調理実習）を中止し、学習会においても調理実習を中止していた時期があり活動意欲が減退したことや食の健康づくり推進員が高齢化しており、自身の体調不良や介護等の都合で辞任して人数も減少している。このため、これまでのような活動の実施が難しくなっている。				
審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）				
・事業者等との連携や、情報発信（市公式LINEでのレシピの公開、レシピにイラストを入れる、レシピを基に実際に調理した感想を集める等）の検討が必要である。				
審議会後での評価後の担当課コメント				
・既存のレシピ集を市公式LINEでの公開を検討する。また、一部のレシピにイラスト等を入れて、見やすくする。				
・食生活改善等に関心のある事業者等を増やし、連携して情報発信に努める。				

協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input type="checkbox"/> 事業委託	<input type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input checked="" type="checkbox"/> 事業協力
-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--

事業名	他機関連携による健康教育（資料2 No. 73）			
担当部署	健康課	協働相手	老人クラブ連合会及び民生委員・児童委員等	
目的	市民自ら健康づくり健康づくりに取り組むことを支援するため。			
事業の概要	健康いわくら21（第2次）計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組むことを支援するため、地域の関係団体等と連携し、地域で開催されるサロン等で健康教育を実施する。			
実績	（健幸伝道師派遣事業） 令和4年度：30回 783人 令和3年度：11回 235人	事業費	令和4年度：なし 令和3年度：なし	
担当部署の評価				
◆事業の目的を達成できたか。				
令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためサロン等が中止となっていたが、令和4年度は再開したので、多数の人に健康情報を伝えることができた。				
◆協働の視点からどのような工夫をしたか。				
地域で開催されるサロン等の目的や依頼内容や参加する人の年齢及び性別等に合わせ、主催者にとっても参加者にとっても満足度が得られるよう、テーマに応じて、フレイルチェックと握力測定の実施、パワーポイントを使って視覚的にわかりやすい資料を準備するなどの工夫をした。				
◆協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。				
健康課が主催する講演会等の参加者数以上の人に健康情報を伝えることができた。				
◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。				
団体からの依頼を受けて健康情報を発信しているため実績にばらつきが出るので、サロン等健康情報発信の場を積極的に確保するとともに健幸伝道師事業の周知を行い、協働につなげていく必要がある。				
審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）				
・通常業務に無理のない範囲で、無料で保健師等が出向くということについて、積極的に訴えかけることが必要である。				
審議会後での評価後の担当課コメント				
・今後もサロン等の場を利用して、保健師等専門職による健康情報の発信を続けていく。				

協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input type="checkbox"/> 事業委託	<input type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input checked="" type="checkbox"/> 事業協力
-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--

事業名	健康マイレージ事業（資料2 No.75）			
担当部署	健康課	協働相手	愛知県、市内協力店舗、市内公共施設	
目的	健康いわから21を推進し、「すべての市民が生涯を通じて健康でいきいきと過ごせるまち」を実現するために、市民の主体的な健康づくりを支援する。 また、個人だけでなく、行政・企業・市民等が連携し、社会全体で個人の健康を支えるための環境を整備する。			
事業の概要	健康づくりに継続的に取り組むことや健診を受けること、市内の公共施設を利用すること等でポイントを貯めて優待カード「まいか」を発行する。愛知県内の協力店舗には、優待・サービスの提供に協力してもらう。			
実績	市内協力店舗数 19店舗（県内 2,369店舗） まいか発行数 令和4年度：111人 令和3年度：117人	事業費	令和4年度：212,060円 令和3年度：236,691円	

担当部署の評価

◆事業の目的を達成できたか。

令和3年度から、チャレンジシート（紙）に加え、アプリ「あいち健康プラス」を正式導入したことで、働く世代の利用を促進し、健康づくりを支援している。

市内の公共施設にはチャレンジシートの設置、愛知県内の協力店舗には、優待・サービスの提供に協力してもらう等、協働で市民の主体的な健康づくりを支援している。

◆協働の視点からどのような工夫をしたか。

令和3年度は市政50周年記念として、「まいか」発行者に抽選で岩倉特産品を贈呈した。「まいか」発行者には市内の協力店舗の紹介チラシを配布して、市民の店舗利用につなげるようにした。

◆協働で事業を実施したことでのどのような成果が得られたか。

市民は健康づくりに取り組み、岩倉市や愛知県の協力店舗を利用することにもつなげることができた。

◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。

協力店舗は市内に19店舗あるが、さらに協力店舗が増えるとよい。健康マイレージ事業の参加者が増加することが協力店舗の周知につながるため、今後も健康マイレージ事業の周知に努めたい。

審議会での意見

- ・情報更新がされていない協力店舗があるので確認が必要である。
- ・例えば健康マイレージ事業で岩倉産の野菜が安く購入できるなど、様々な事業と組み合わせて展開しても良いと思う。

審議会後での評価後の担当課コメント

- ・協力店舗から江南保健所に情報更新のための届出書が提出されていない状況。令和5年度は、各協力店舗をまわり情報更新がある場合には、届出の支援を行い、情報が更新されるようにした。
- ・事業協力を無償で担ってくれる協力店舗が減少している状況。現在、食の健康づくりが過去に作成した野菜レシピ集を参考に、いわから健康マイレージ事業（毎食野菜を食べる）に取り組むことを推進する等、事業の展開を模索しているところであり、今後も検討を重ねていきたい。

協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input type="checkbox"/> 事業委託	<input type="checkbox"/> 事業共催	<input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 事業協力
-------------------------------	-------------------------------	---	-----------------------------	-------------------------------

事業名	老人クラブ補助金（資料2 No. 43）			
担当部署	長寿介護課	協働相手	岩倉市老人クラブ連合会	
目的	高齢者が自らの生活や地域を豊かにする社会活動に取り組むために、この地域で生活する高齢者の自主組織である老人クラブ連合会に対して、補助金を交付するもの。			
事業の概要	この補助金を活用することにより、介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを推進する。			
実績	① 老人クラブ介護予防・健康づくり事業（75回開催、1,293人参加） ② 老人クラブ文化部等（206回開催、2,141人参加） ③ 老人クラブ会議等（27回開催、649人参加） 【地域貢献活動等】 戸別ゆうあい訪問等	事業費	令和4年度：4,454,000円 （大学講座分150,000円含む） 令和3年度：5,230,675円 （50周年記念事業分 1,000,000円含む）	
担当部署の評価				
◆事業の目的を達成できたか。				
補助金を交付することにより、老人クラブ連合会主催事業やクラブ活動等を支援し、高齢者の介護予防、地域活動等を推進することができた。				
◆協働の視点からどのような工夫をしたか。				
老人クラブ連合会が開催する定例会議や行事に出席、開催準備、事務的な補助を行うなど、老人クラブ連合会の運営が円滑に進められるよう支援した。				
◆協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。				
公園清掃やすこやかタクシーチケット申請代行などの事業を協働で行ったことにより、ふれあい広場等の適正な維持管理や、外出が困難な高齢者に対して円滑にチケット申請手続きや交付を行うこと等ができたほか、高齢者の健康増進や生きがいづくりを推進することができた。				
◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。				
今後も協働を進めていくに当たって、会員の高齢化や新規会員が少ないことで、年々会員数が減少しており、役員や事業運営の担い手が不足していることが課題。				
審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）				
・60歳を超えても働く人が大多数であり、「60歳以上」という会員の年齢については見直しの余地があると思う。				
審議会後での評価後の担当課コメント				
・年齢要件の見直しについては、岩倉市老人クラブ連合会へ審議会での意見を伝えるとともに、他市町の老人クラブ連合会の情報収集に努める。				

協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input type="checkbox"/> 事業委託	<input checked="" type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 事業協力
-------------------------------	--	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	認知症サポーター養成事業（資料2 No.23）			
担当部署	長寿介護課	協働相手	いわくら認知症ケアアドバイザー会	
目的	認知症になっても地域で安心して暮らせる社会をめざすため、市民等を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。			
事業の概要	認知症の理解を深めるため、小学校、市内の企業等で、認知症サポーター養成講座を開催する。 （市役所の職員に対しても養成講座を実施。）			
実績	【認知症サポーター養成講座】 10回（受講者463名）	事業費	令和4年度：55,990円 令和3年度：88,492円	
担当部署の評価				
◆事業の目的を達成できたか。				
認知症サポーター養成講座を小学校4校をはじめ市内で10回開催することにより、認知症に関する啓発活動を行った。				
◆協働の視点からどのような工夫をしたか。				
認知症ケアアドバイザー会の定例会に出席し、認知症関連の研修会やイベントなどの情報共有を図った。 講座の開催に当たって、講座の指導者となる認知症ケアアドバイザー会所属のキャラバンメイトに対して事前準備等の支援を行った。				
◆協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。				
認知症ケアアドバイザー会の活動が活発に行われ、認知症サポーター数も増加し、市民の認知症への理解度も深まっている。				
◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。				
認知症ケアアドバイザー会会員の更なるステップアップのために研修受講を促す等、団体のスキルアップを支援する必要があると考える。				
審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症には様々な状況があり、家族として、本人として様々な不安があると思うので、地域包括支援センターで対応しているということも含めて情報を周知していただきたい。</li> <li>・高齢者サロンへの支援として、補助金だけでなく、情報を知らせるなど地域への働きかけも必要であると思う。</li> </ul>				
審議会後での評価後の担当課コメント				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に関する相談・対応の窓口について、チラシの配付などにより周知を行っていく。</li> <li>・高齢者サロンの支援について、地域への働きかけも含め、情報発信に努めていきたいと思う。</li> </ul>				

協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input checked="" type="checkbox"/> 事業委託	<input type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 事業協力
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	地域福祉計画推進事業（資料2 No.7）			
担当部署	福祉課	協働相手	岩倉市社会福祉協議会、いわくら福祉市民会議	
目的	地域福祉計画を推進し、誰もが安全・安心して快適に暮らしができる地域づくりを行い、地域共生社会の実現を目的とする。			
事業の概要	地域福祉協力者と専門職のネットワークの構築を進め「いわくらあんしんねっと」の広域形成と住民が自ら作成した住民活動計画の推進に向けた取組を小学校区単位で設定する「いわくら福祉市民会議」を主体として進める。			
実績	福祉専門職等交流会事業2回開催、いわくら福祉市民会議全体会2回開催、地域福祉推進フォーラムの開催。	事業費	令和4年度：4,419,846円 令和3年度：2,738,168円	
担当部署の評価				
◆事業の目的を達成できたか。				
いわくらあんしんねっとの構築として、福祉専門職等交流会事業を実施し多職種連携の強化を図ることができた。いわくら福祉市民会議では第2期計画の最終年度として全体会を実施し、住民活動計画を「効果・手法・協力」の3つの視点から振り返り、取組の総括を行った。				
◆協働の視点からどのような工夫をしたか。				
地域福祉協力者や市内福祉サービス事業者と協働で第2期計画の振り返りを行った上で第3期計画策定に必要な意見聴取を行った。				
◆協働で事業を実施したことでのどのような成果が得られたか。				
地域の実態や福祉専門職の現場の状況、意見を踏まえた第3期岩倉市地域福祉計画の策定ができた。				
◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。				
第2期計画が終了となり、第3期計画からはいわくら福祉市民会議を地域つながりづくり会議へと改め、会議の運営方法や推進方法も変更となるため、これまでの参加者に参加してもらいつつ新たな参加者を確保することが課題となる。				
審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）				
・福祉のニーズは増々高まっており、担い手の確保が課題である。市や社会福祉協議会だけでなく、地域の皆さんにも様々なかたちで関わっていただきたい。				
審議会後での評価後の担当課コメント				
・地域福祉推進の担い手の確保について指摘があった。第3期地域福祉計画推進の中で、より多くの地域福祉実践者との関わりを創り、また、分野に関わらずより多くの地域の方々や地域活動団体とつながることで、地域福祉推進の担い手の確保に努める。				

協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input type="checkbox"/> 事業委託	<input type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input checked="" type="checkbox"/> 事業協力
-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--

事業名	岩倉市赤ちゃん訪問事業（資料2 No.72）		
担当部署	福祉課	協働相手	岩倉市民生委員児童委員協議会
目的	地域の中で、安心して子育てができ、子供たちが健やかに成長できるように支援する。		
事業の概要	赤ちゃんが生後4か月を迎えるまでの間に、地域の民生委員・児童委員が全ての家庭を訪問し、お祝い品を渡しながら、子育て支援に関する情報提供や、子育ての不安や悩みなどを聞き、必要に応じて保健センターなどにつなげる。		
実績	訪問数 415件（令和4年度）	事業費	令和4年度：750,281円 令和3年度：743,306円
<b>担当部署の評価</b>			
◆事業の目的を達成できたか。			
コロナ禍により対面での訪問は実施しなかったが、電話で保護者や赤ちゃんの様子を聞くなどしながら事業を実施した。			
◆協働の視点からどのような工夫をしたか。			
毎月開催している岩倉市民生委員児童委員協議会の赤ちゃん訪問委員会に、家庭児童相談室や保健センターの保健師が参加し情報共有、交換を行っている。			
◆協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。			
事業実施における、課題や問題点を共有することができた。			
◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。			
特になし			
<b>審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）</b>			
・不安や悩みなどは専門職に相談したいという思いもあると思う。生後4か月を迎えるまでの間に民生委員が訪問しなくても、保健センターの保健師にお任せすることもひとつではないかと思う。			
<b>審議会後での評価後の担当課コメント</b>			
・民生委員による赤ちゃん訪問は、保健師や助産師により行う保健指導を目的とした新生児訪問の後に実施されている。民生委員の訪問については、地域とのつながりが持てるようにすることを目的として行われている。			

協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input checked="" type="checkbox"/> 事業委託	<input type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 事業協力
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	市民活動支援センター委託事業（資料2 No.3）		
担当部署	協働安全課（市民協働G）	協働相手	特定非営利活動法人ローカル・ワイド・ウェブいわくら
目的	岩倉市市民活動支援センターを非営利団体に委託し、効果的かつ円滑に事業を推進することにより、中間支援機能のさらなる充実と市民活動の活発化を図り、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識を持つ者による相談支援（中間支援）</li> <li>・助成金の周知や相談支援、団体向け講座や交流会の開催、ニーズ調査</li> <li>・取材、情報発信（駅前&amp;市庁舎内モニター、情報メール便、情報誌かわらばんの発行、ホームページ&amp;SNS活用、団体紹介冊子）</li> <li>・まちづくりネットワークの運営</li> <li>・作業室&amp;印刷機講習会の開催等、自治会会計ソフトの補助</li> <li>・登録申請等受付、統計等資料の作成報告、運営会議、勤務者会議</li> </ul>		
実績	登録団体数：236 団体 利用者数：37,567 人 利用件数：2,967 件 情報発信件数（モニター放映番組数）：492 件	事業費	令和4年度：6,628,135 円 令和3年度：6,628,135 円 （3年契約R2～4年度）

担当部署の評価

◆事業の目的を達成できたか。

市民や市民団体と行政をつなぐ役割を期待して、専門知識のある団体に委託して10年になるが、団体等への相談や団体向けの事業も安定して実施できており、中間支援組織としての役割を担うことができている。

◆協働の視点からどのような工夫をしたか。

モニタリングを実施し委託事項のチェックを相互に行った。また、毎月市の担当者と運営会議を行い、運営上の進捗、要望、提案、困りごとなどを共有し解決しながら事業を進めた。

◆協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。

受託団体は、行政と市民側からの意見を把握しており、既存ルールの改善や行政では発想できないようなイベントを企画して実施しており、市民活動団体と行政の橋渡し役となっている。

◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。

市職員も委託事項の専門知識を得る必要がある。また、受託団体はスタッフが一定の専門知識を得ることができるよう勉強会や外部研修などを活用していく必要がある。  
委託事業であるので、専門的な知識を生かし積極的に取り組めるよう支援する。

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）

- ・市民活動支援センターは、企業と市民活動団体を結びつけるという役割も必要である。
- ・市民活動支援センターは、地域における様々な取り組みについて情報を発信することで、地域の横のつながりを構築するという役割も必要である。
- ・市民活動団体の資金調達について、企業との協働を検討する必要があると思う。例えば、協賛金を市内企業から集め、それを市が市民団体に分配するという仕組みは、企業にとっては取り組みやすい。
- ・まちづくりネットワークの仕組み等について、市民活動支援センターに加え、市から市民に周知するという支援も必要であると思う。

審議会後での評価後の担当課コメント

- ・中間支援組織として市民活動支援センターが企業や地域との連携することについて検討したい。
- ・まちづくりネットワークの趣旨について、市からも市民に向けた周知をする機会を設けるよう検討したい。



協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input checked="" type="checkbox"/> 事業委託	<input type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 事業協力
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	市民プラザまつり委託業務（資料2 No.4）			
担当部署	協働安全課（市民協働G）	協働相手	特定非営利活動法人ローカル・ワイド・ウェブいわくら	
目的	市民活動団体と市民の交流、情報共有の場として開催することにより、市民の市民活動への参加を促進する。また、団体の活動発表の機会を提供する。			
事業の概要	各分野で積極的に活動している市民活動団体が日頃の活動の成果を発表したり、市民活動の魅力を知っていただき、市全体の活性化を図る。 ・団体紹介パネル展示（10/8～10/16） ・活動発表ステージ&活動紹介ブース（10/9・10） ・ワークショップ（10/9・10・14・16） ・ゲームde交流会（10/15・16） ・「本とモノのわらしべ長者」（10/9～10/16）			
実績	全参加 32 団体+1 ゲスト出演 パネル展示 16 団体、 ステージ発表 15 団体+ゲスト1、ブース 10 団体（のべ14）、 ワークショップ 5 団体（のべ 8 回）、 来場者アンケート回答 170 人	事業費	令和4年度：100,000円 令和3年度：76,110円	
担当部署の評価				
◆事業の目的を達成できたか。				
市民の活動団体への関心を高めるとともに団体の活動発表の場を作ることはできた。				
◆協働の視点からどのような工夫をしたか。				
コロナ禍以前は、登録団体の意向の反映や運営に自主的に協力してくれる有志団体により実行委員会で企画してきたが、現在実行委員会形式での再開はできていない。				
◆協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。				
受託団体が登録団体と連絡をしっかりと取り準備を進めたため、ステージ発表やブース出展する団体が戻ってきている。受託団体と団体とのつながりや信頼関係が深まっている。				
◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。				
市民と市民活動をつなぐためのイベントであるため、参加した市民の興味を喚起し、新たな市民活動の実施者となるよう働きかけを協議していくことが必要である。				
審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）				
特になし				
審議会後での評価後の担当課コメント				
-				

協働事業個別シート（令和4年度実施事業）

【協働の形態】

<input checked="" type="checkbox"/> 事業委託	<input type="checkbox"/> 事業共催	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 事業協力
--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

事業名	「65歳の集い」委託事業（資料2 No.5）			
担当部署	協働安全課（市民協働G）	協働相手	特定非営利活動法人ローカル・ワイド・ウェブいわくら	
目的	定年退職など人生のターニングポイントにおいて、自分らしく有意義なセカンドライフを過ごす第一歩として、地域活動を通じた新たな出会いやつながりを作るきっかけとする。			
事業の概要	65歳の市民を対象として、今後の新しい生きがいを発見したり、市内の同年代の人と知り合い地域の繋がりを作っていただくことを目的とした行事の開催。			
実績	ミニライブ、健康教室、映画上映会 当日来場者 79名	事業費	令和4年度：142,440円 令和3年度：142,440円	
担当部署の評価				
◆事業の目的を達成できたか。				
今年も感染拡大防止の観点から参加者と市民活動団体との交流タイムを設けなかったため、活動紹介を団体が直接的に行う機会はなかったが、集いを通して間接的な啓蒙ができた。				
◆協働の視点からどのような工夫をしたか。				
コロナ禍以前は、市民活動団体や過年度の集い参加者が協力してくれ有志メンバーにより実行委員会で企画してきたが、現在実行委員会形式での再開はできていない。また、以前のように参加者同士や団体関係者と交流をする場面がなくなってしまっている。				
◆協働で事業を実施したことでどのような成果が得られたか。				
受託者の人脈から、講師や出演者の選考が進められたことで、行政とつながりのなかった新たな人材の掘り起こしができている。				
◆協働のあり方についてどのような課題・改善点があるか。				
65歳の方は仕事をしている人が増え、地域活動に関わる人が少なくなっているが、この世代を取り込むことで、担い手不足の課題解消にもつながるため、事業を連携して進めていきたい。				
審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）				
特になし				
審議会後での評価後の担当課コメント				
-				

岩倉市市民参加条例の推進状況について  
 (条例の各規定に基づく事項編)

岩倉市市民参加条例 第 22 条 (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第 22 条
<p>(公益的活動の支援)</p> <p>第 22 条 執行機関は、地域団体や市民活動団体（以下「団体等」といいます。）が実施する公益的な活動に対し、次に掲げる支援をすることができます。</p> <p>(1) 財政的支援          (2) 情報提供          (3) 前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項</p> <p>2 市民は、公益的な活動を実施する団体等を支援するとともに、自らも活動に積極的に参加するよう努めるものとします。</p> <p>3 団体等は、公益的な活動に積極的に取り組むとともに、支援を受けるに当たっては、活動の公益性や透明性を高め、市民の理解を得るよう努めるものとします。</p>
【令和 4 年度の主な取組】
<p>(1) 財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市民活動助成金</u> 公益的な活動を行う団体に助成した。令和 4 年度から行政提案・協働事業コース、立ち上がり支援コースを新設した。助成団体は 11 団体</li> <li>・ <u>各種補助金</u> 行政区（区育成補助金ほか）、子ども会、老人クラブ、婦人会、地区社会福祉協議会支会に助成</li> <li>・ その他 行政区の運営支援の一環として、区長及び区長代理者には謝礼を支払う。</li> </ul> <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報「協働のまちづくりコーナー」により団体のイベント等を掲載。</li> <li>・ 市役所 1 階に市民活動紹介コーナーを設置。</li> <li>・ 市民活動支援センターによる発信。          登録団体へのメール便や HP、ブログ、SNS 発信。          情報誌「かわらばん」によるイベントの情報共有のほか、民間助成金の案内等。          「まちづくりネットワーク」により団体と個人間のマッチング支援。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域力活性化支援事業</u>          地域と行政が持続性の高い魅力ある地域活動づくりについて、ともに考え取組を進めていくことを目的に実施。ワークショップ「未来寄合」を 3 小学校区（北小区、南小区、五条川小区）で実施した。地域住民、学校職員、PTA 等からの参加もあった。また全庁的な取組として地域課題を扱うワークショップには担当分野の職員を招集した。</li> </ul>
【令和 3 年度までの審議会での主な意見】
<p>(1) 財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動に生きがいややりがいを見出したうえで、公益的な要素を意識してもらえような働きかけが必要である。</li> </ul>

岩倉市市民参加条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

(3) その他

- ・地域のつながりのきっかけとして、次世代育成の意味も含めて小学校単位でコミュニティを利用するのは良い方法だと思う。1年で区長が交代するのでは地域が良い方向に向かうのも難しいので、小学校区単位を行政区として考えていく時代になってきているのではないかと思う。
- ・地域運営組織についてはもう少し具体化していく必要がある。
- ・地域の持続性と魅力アップにつながる支援策の検討が必要である。
- ・少子高齢化に合わせ、地域の行事の見直しをする必要はあるかもしれない。行事を誰のためにどういった目的で行っているのか、考え直す必要がある。

【令和4年度審議会での主な意見】

(1) 財政的支援

市民活動助成金・協働事業コースについて、継続が必要な課題ばかりである。

(3) その他

- ・小学校区でやる意味は、少し大きな単位、範囲で考えてみることで解決できるかもしれないということ。みんなでサポートしつなげていくことこそ地域の持続性を確保していくこと。
- ・職員のかかわり方も変わっていかなければならない。
- ・事業者も地域の中で重要な役割を担っている。

【今後の課題】

(1) 財政的支援

- ・助成金や補助金に対応する公益的な活動に取り組む団体の育成、またはその活動維持。
- ・行政提案による協働事業の実施。行政提案をする担当課の意識醸成。

(2) 情報提供

- ・特に地域団体に対する情報提供、共有の方法を検討する必要がある。例えば回覧板や会合のデジタル化等。

(3) その他

- ・地域コミュニティ支援策や地域支援の在り方の方向性を見出していく必要がある。
- ・コミュニティスクールや地域福祉計画との共存、すみ分けについても調整を図る必要がある。

【今後の取組の方向性】

(1) 財政的支援

- ・行政課題を市から提案し、市民団体等と協働して課題の解決を図る試み
- ・行政課題を共に取り組んでいく仕組みづくり

(2) 情報提供

- ・デジタル化（例えば回覧版、会合）など、地域役員の負担の軽減につながる取組の検討。

(3) その他

- ・地域力活性化支援事業については、令和5年度に、残る2小学校区において「未来寄合」を実施し、全体的な共有を図るため、全体フォーラムを開催する。また、令和4年度に開催した地区において、フォローアップを行う。
- ・令和5年度はコミュニティスクール準備委員会があるため、地域と学校との在り方について情報共有を図る。

岩倉市市民参加条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

【令和5年度審議会が出た意見・論点】

- ・市民活動助成金対象事業の中に「食育を通して地域貢献」という事業があるが、健康課で実施している食の健康づくり推進員活動支援事業と一緒にできないか。
- ・区で会館を管理している場合、その管理に係る支援を手厚くしていただけるとありがたい。

【令和5年度審議会の意見まとめ】

- ・担当課で何でも抱えるのではなく、地域の NPO やボランティア団体がやろうとしていることを支援することで、施策目的を達成するというやり方もあると思う。
- ・地域の団体に対する支援のあり方は、それぞれの団体の目指す方向性も異なるので一律には難しい。手上げ方式で、こういうことをやりたいから助成してくださいということで審査する方が、財政支援の方法としては望ましいと思う。また、団体自身も、どのように費用を抑えられるか、会館を広く利用させることで使用料収入を確保できないかなど考えていく必要があると思う。

岩倉市市民参加条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

岩倉市市民参加条例 第23条 (主管課：協働安全課)

<b>【条例の規定】 第23条</b>
(中間支援組織の設置) 第23条 執行機関は、協働が円滑かつ効果的に取り組まれるよう中間支援組織を設けるものとします。
<b>【令和4年度の主な取組】</b>
<b>運営</b> ・ 市民活動支援センターを中間支援組織として位置付け、団体と市民をつなぐ中間支援を実施。 運営はNPO法人ローカル・ワイド・ウェブいわくらに業務委託した。委託期間は3年間。
<b>活動支援</b> ・ 「65歳の集い」「市民プラザまつり」を実施し、市民活動のきっかけづくりや団体の発表の場を提供。 ・ スキルアップ講座（SNS、ファシリテーター養成）の開催。 ・ 情報支援（登録団体へのメール便やSNS発信。情報誌「かわらばん」によるイベントの情報共有のほか、民間助成金の案内等。） ・ まちづくりネットワークの運営。団体と個人間の必要な支援をマッチング。 ・ 団体間の交流支援（七夕交流会・助成金報告会等） ・ コロナ禍に伴うオンライン支援（ZOOM）
<b>【令和3年度までの審議会での主な意見】</b>
・ 実績のある市民団体であっても高齢化等により活動を終える団体も出てきている。 ・ 市民活動に生きがいややりがいを見出したうえで、公益的な要素を意識してもらえるような働きかけが必要である。
<b>【令和4年度審議会での主な意見】</b>
特になし
<b>【今後の課題】</b>
<b>運営</b> ・ 中間支援組織としての専門性の確保、スタッフの育成。 ・ 登録団体、行政、他自治体の支援センター等とのつながりの構築。
<b>活動支援</b> ・ 実績のある市民団体であっても高齢化等により活動を終える団体も出てきている。 ・ 市民活動に生きがいややりがいを見出したうえで、公益的な要素を意識してもらえるような働きかけが必要である。 ・ コロナ禍により停滞した活動の再興。
<b>【今後の取組の方向性】</b>
・ 協働の担い手として、行政と地域団体、市民活動団体、事業者等が、地域課題を共有し連携した取り組みを行っていく（マルチパートナーシップの推進）。

岩倉市市民参加条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

【令和5年度審議会が出た意見・論点】

- ・企業との関わりも必要である。
- ・企業としてはどこの団体にどうやって支援すれば良いのか決めかねる。
- ・他の地域での取り組みを聞いて自分の地域で取り組み始めたこともあるので、他の地域での取り組み事例を教えていただくとありがたい。
- ・まちづくりネットワークは、依頼の数が増えておらず、紹介できる数も少ないのが現状である。

【令和5年度審議会の意見まとめ】

- ・市民活動支援センターは、企業と市民活動団体を結びつけるという役割も必要である。
- ・市民活動団体の資金調達について、企業との協働を検討する必要があると思う。例えば、協賛金を市内企業から集め、それを市が市民団体に分配するという仕組みは、企業にとっては取り組みやすい。
- ・市民活動支援センターは、地域における様々な取り組みについて情報を発信することで、地域の横のつながりを構築するという役割も必要である。
- ・まちづくりネットワークの仕組み等について、市民活動支援センターに加え、市から市民に周知するという支援も必要であると思う。

岩倉市市民参加条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

岩倉市市民参加条例 第24条 (主管課：協働安全課)

<b>【条例の規定】 第24条</b>
(協働によるまちづくりを担う人材) 第24条 市民及び執行機関は、協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成に努めるものとします。 2 市民は、協働によるまちづくりを担う主体としての自覚を持ち、識見や資質を高めるよう努めるものとします。
<b>【令和4年度の主な取組】</b>
市民及び職員等の意識醸成と育成を図るため、以下の事業を実施。 <b>地域対象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域リーダー協働講演会を行政区及び自主防災会を対象に6月に開催(25人参加)。</li><li>・地域活性化支援事業「未来寄合」において、役員のなり手不足をテーマの一つとしてワークショップを実施。</li><li>・行政区の運営支援の一環として、区長及び区長代理者に謝礼を支払う。</li></ul> <b>市民対象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・フューチャーセッション 市民活動の必要性への理解を深め、協働によるまちづくりを担う人材育成につなげるため、18歳から40歳までの若い世代を対象とした協働研修を3月に2回連続講座として開催(延べ31人参加)。</li><li>・SDGsについて市民同士が考え活動につなげるセミナーを2月に開催(22人参加)。</li><li>・市民活動支援センターを通じた支援。</li></ul> <b>職員対象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民参加条例と協働の研修(対象：新規採用職員)(20人受講)</li><li>・職員協働研修(対象：主任以上)(20人受講)</li></ul>
<b>【令和3年度までの審議会での主な意見】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・役員のなり手が見つからない。区の運営の継続性が危ぶまれている。</li><li>・PTAなど若い世代とのつながりを考えるとウェブ上でのやり取りも効果的と考えるが、年齢差が出てしまう部分はある。</li></ul>
<b>【令和4年度審議会での主な意見】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・特になし</li></ul>
<b>【今後の課題】</b>
<b>地域対象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・区役員等のなり手不足を相談されており支援策の検討が必要である。(例えば、役員謝礼の見直し、デジタル化等の負担軽減。)</li><li>・地域の持続性と魅力アップにつながる支援策の検討が必要である。未来寄合で話し合った課題に対する協議の継続。</li></ul>



岩倉市市民参加条例の推進状況について  
(条例の各規定に基づく事項編)

**市民対象**

- ・興味のある市民が参加したくなるセミナーやイベントの実施。また継続して関わっていただけるような関係性の継続が必要。また、意欲のある市民の想いを活動に結び付けるようなフォローが必要。

**職員対象**

- ・全庁的な関わりで協働を捉え、施策を行う。
- ・地域支援と人材育成の両視点により、地域担当者制度などの研究。

**【今後の取組の方向性】**

**地域対象**

- ・地域力活性化支援事業を令和5年度も実施。2小学校区の未来寄合と全体フォーラムの実施。またフォローアップも実施。

**市民対象**

- ・協働の担い手として、行政と地域団体、市民活動団体、事業者等が、地域課題を共有し連携した取組を行っていく（マルチパートナーシップの推進）。

**【令和5年度審議会で出た意見・論点】**

- ・地域で色々な人と話していく中で課題が出てきて、その課題をどう解決するのかということ、継続してその地域で話し合うことが大切であり、それが人材の発掘、育成でもあると思う。
- ・地域の課題を自分たちで解決するために、労働者協同組合の仕組みを活用して法人格をつくるということもひとつの方法としてはあり得ると思う。

**【令和5年度審議会の意見まとめ】**

- ・未来寄合を継続して進めていくことは何よりも大きな人材育成の方向性のひとつであることは間違いないと思う。継続的に取り組み、地域課題を解決するための具体的な事業に展開していく。そこに、市民活動支援センターも何らかのかたちで一緒に入れる仕組みや、課題解決のための企業からの資金支援の仕組みができていくと良いと思う。

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職・**地域組織**・民間・その他】

名称	岩倉市保健推進員	担当部署	健康課
設置根拠 (設置目的)	市民が健康で明るい文化的な生活を保持するため、市が行う保健事業の円滑な推進を図り、併せて地域住民の健康増進に寄与するための協力組織として設置する。		
組織の概要	昭和 63 年度に発足し、資格要件は市内居住の満 20 歳以上で、保健事業の推進に理解と熱意のある者としている。任期は 3 年で、行政区 (28 地区) 毎に健康課地区担当保健師の協力体制のもとに活動を実施している。		
主な活動内容	健康づくり教室や健康体操、歩け歩け運動などを開催している。		
定員	前年度 10 月末現在の世帯数から 90 世帯に 1 人	実人員 (R5. 4. 1)	153 人
地域構成	行政区単位	報酬 (謝礼)	なし
主な協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の健康づくり推進員と協働で栄養教室を開催【協働形態】事業協力</li> <li>・老人クラブ連合会と協力してふれあい歩け歩け大会を開催【協働形態】事業協力</li> <li>・シルバーリハビリ体操指導士と協力してシルリハ体操教室を開催【協働形態】事業協力</li> </ul>		
現状と課題	<p>【現状・これまでの取り組み等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間通じて、健康づくりに関する教室を地区担当保健師と協力して開催する取り組みや保健推進員の企画で市内の他、市外各地に出かけ、歩け歩け運動を開催する取り組みをしている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健推進員の選出が困難であるとの意見が各地区から挙がっており、各地区から選出する現制度の見直しが課題となっている。</li> </ul>		

## 審議会の評価 (活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等)

- ・保健推進員の活動が、防災・防犯など他の事業と協力することで健康づくりにつながっていくと良い。庁内での連携について検討することが必要であると思う。また、健康づくりのために市が行っている事業が総括的に分かるようになると良い。

## 審議会での評価後の担当課コメント

- ・今後、主体的に健康づくりに取り組む市民、団体、事業所を増やし、庁内連携も図りながら、健康づくり事業に取り組んでいく。

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職・**地域組織**・民間・その他】

名称	岩倉市食の健康づくり推進員	担当部署	健康課
設置根拠 (設置目的)	市民が多様化する食習慣の中で健康的な食生活を保持するため、地域住民の食生活を見直し、改善を推進、普及する市の保健事業の協力組織として設置する。		
組織の概要	設置年度は平成4年度で、任期は3年。資格要件は市内に居住している満20歳以上で地域住民の食生活改善に関心のある人となっている。		
主な活動内容	栄養教室を開催やレシピ集の作成など、健康づくりに関する食生活改善等の知識の普及啓発や市の保健事業に協力する形で活動をしている。		
定員	なし	実人員 (R5.4.1)	9人
地域構成	なし	報酬(謝礼)	なし
主な協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉市保健推進員と協働で栄養教室を開催 【協働形態】事業協力</li> </ul> ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度～4年度は中止している。		
現状と課題	<p>【現状・これまでの取り組み等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで岩倉市保健推進員等からの依頼で、地域で栄養教室の開催に取り組んでいたが、直近2年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止している。</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>食の健康づくり推進員が高齢化しており、新型コロナウイルス感染拡大防止対策中は学習会においても栄養教室は中止していたことや推進員自身の都合で退会して人数も減少している。このため、これまでのような活動の開催が難しくなっている。</p>		

審議会の評価(活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等)

- ・事業者等との連携や、情報発信(市公式LINEでのレシピの公開、レシピにイラストを入れる、レシピを基に実際に調理した感想を集める等)の検討が必要である。

審議会での評価後の担当課コメント

- ・既存のレシピ集を市公式LINEでの公開を検討する。また、一部のレシピにイラスト等を入れて、見やすくする。
- ・食生活改善等に関心のある事業者等を増やし、連携して情報発信に努める。

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職 **地域組織** 民間・その他】

名称	岩倉市老人クラブ連合会	担当部署	長寿介護課
設置根拠 (設置目的)	老人福祉法第13条		
組織の概要	市内の行政区単位に60歳以上の会員で構成する老人クラブが参加する連合組織で「健康・友愛・奉仕」をモットーに会員間の親睦と地域福祉の向上を目的とした団体である。		
主な活動内容	介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを行っている。		
定員	— 人	実人員 (R5.4.1)	2,381 人
地域構成	行政区単位	報酬(謝礼)	—
主な協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ補助金</li> </ul> <b>【協働形態】</b> 助成・補助		
現状と課題	<p><b>【現状・これまでの取り組み等】</b> 平成16年度より老人クラブへ補助金を交付している。</p> <p><b>【課題】</b> 会員の高齢化や新規会員が少ないことで、年々会員数が減少しており、担い手不足になっている。</p>		

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）

- ・60歳を超えても働く人が大多数であり、「60歳以上」という会員の年齢については見直しの余地があると思う。
- ・行政区単位の会長を同じ人が長く務めていると後継者が育たないので、任期制は必要であると思う。

審議会での評価後の担当課コメント

- ・年齢要件の見直しについては、岩倉市老人クラブ連合会へ審議会での意見を伝えるとともに、他市町の老人クラブ連合会の情報収集に努める。
- ・会長の任期制導入については、岩倉市老人クラブ連合会へ審議会での意見を伝えるとともに、他市町の老人クラブ連合会の情報収集に努める。

地域団体との協働シート【属性：非常勤特別職・**地域組織**・民間・その他】

名称	岩倉市民生委員児童委員協議会	担当部署	福祉課
設置根拠 (設置目的)	民生委員法		
組織の概要	単位民児協 2 岩倉市南部民生委員児童委員協議会、北部民生委員児童委員協議会		
主な活動内容	地域住民の様々な相談に対応し、行政や関係機関につなげるパイプ役となり、地域福祉の増進に努める。		
定員	76 人	実人員 (R5.4.1)	67 人
地域構成	行政区毎定数による	報酬(謝礼)	0
主な協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人暮らし高齢者見守り事業</li> <li>・ 赤ちゃん訪問事業</li> <li>・ 児童見守り</li> </ul>		
現状と課題	<p>【現状・これまでの取り組み等】</p> <p>地域住民からの様々な相談を受け、行政等につなげる役目を担っており、地域住民にとって身近な存在であり、地域に密着した活動を求められている。</p> <p>【課題】</p> <p>民生委員・児童委員のなり手不足が課題となっている。現状、定数に満たない状況である。</p>		

審議会の評価（活動の評価、課題・改善点についての委員コメント等）

- ・ 定員を満たす方策は難しいことではあるが、民生委員の役割を知らせることや、地域を見ているという楽しさをアピールすることが必要であると思う。
- ・ 民生委員には様々な依頼がきていると思うので、仕事の整理が必要であると思う。何でも民生委員にお願いしようではなく、地域の中でも負担軽減を考える必要があり、そのきっかけづくりは行政の役割であると思う。

審議会での評価後の担当課コメント

- ・ 全庁的に民生委員の負担軽減について取り組んでいる。民生委員としての役割のうえに地区の役員としての役割もある地域があることから行政、地区が一体的に役割軽減について努めていく必要があると考える。

## 4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

### (1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第25条第1項及び第2項に定める検証に関すること。
- (2) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。
- (3) 岩倉市市民参加条例（平成28年岩倉市条例第2号）第25条に定める検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている岩倉市自治基本条例審議会の委員は、この条例による改正後の岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例(以下「新条例」という。)に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

## (2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	四日市大学学長
職務代理者	村平 進	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	小川 隆	市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長）
委員	宮田 櫻	市内の事業者（岩倉青年会議所理事長）
委員	野口 臣一	区長会長
委員	大矢 ひろ子	民生委員
委員	岡本 里恵子	市民活動支援センター
委員	石黒 博邦	岩倉五条川桜並木保存会
委員	石黒 里実	市民委員（市民委員登録制度）
委員	木村 さや香	市民委員（公募）

（任期）令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

## (3) 令和5年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

回	開催日	内容
第1回	令和5年6月22日（木）	・岩倉市自治基本条例審議会の役割及び検討事項について ・自治基本条例の規定に基づく事項について（第10条、第12条、第14条）
第2回	令和5年6月30日（金）	・自治基本条例の規定に基づく事項について（第19条、第20条） ・市民参加条例の規定に基づく事項について
第3回	令和5年7月14日（金）	・市民参加条例の規定に基づく事項について ・審議会報告書について